

# 生活環境常任委員会要点記録

日 時： 令和2年12月14日（月）  
午前10時01分～午後3時35分  
場 所： 議場

出席委員 (6人)	委員長	岩 永 ひさか	副委員長	齋 藤 せいや
	委員	岸 田 めぐみ	委員	橋 本 由美子
	委員	池 田 けい子	委員	藤 原 マサノリ

出席説明員	総務契約課長	櫻 田 芳 恵		
	くらしと文化部長	須 田 雄次郎	コミュニティ・生活課長	齋 藤 友美雄
	平和・人権課長(兼)	河 島 理 恵	文化施策担当課長	宮 崎 武
	TAMA女性センター長			
	都市整備部長	佐 藤 稔	都市計画課長	飯 島 武 彦
	住宅担当課長	大 島 亮 弥	ニュータウン再生担当課長	星 野 正 春
	道路交通課長	檜 島 幹 夫	交通対策担当課長	渡 邊 淳 二
	環境部長	鈴 木 隆 史	環境政策課長	佐 藤 彰 洋
	地球温暖化対策担当課長	市ノ瀬 聡	公園緑地課長	長谷川 哲 哉
	ごみ対策課長(兼)	薄 井 誠 嗣		
	資源化センター長			
	下水道事業管理者	森 田 佳 宏	下水道課長	横 堀 達 之

## 案 件

件 名	審 査 結 果
1 2陳情第16号 5G アンテナの設置を携帯会社にやみくもに行わせないことを求める陳情	趣旨採択すべきもの
2 2陳情第18号 第五世代移動通信システム(5G)基地局設置に関する条例制定に関する陳情	趣旨採択すべきもの
3 2政策提案第1号 「遊歩道『諏訪永山ふれあいの道』」瓜生小北側部分改修方法及び多摩市の緑の今後の維持・発展の方策に関する市民政策提案	不採択すべきもの
4 第143号議案 多摩市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
5 第129号議案 多摩市営駐輪場の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
6 第144号議案 多摩市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
7 第142号議案 多摩市立公園条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
8 第145号議案 多摩市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
9 第130号議案 多摩市立多摩中央公園内駐車場の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
10 特定事件継続調査の申し出について	決定

## 協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 連光寺複合館大規模改修における多摩市立連光寺老人福祉館の廃止に伴う条例改正について	コミュニティ・生活課
2 第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画策定に向けた検討状況について	平和・人権課
3 東京都策定の都市計画案に関する都市計画手続きについて (「都市計画区域マスタープラン」「都市再開発の方針」)	都市計画課
4 生産緑地地区の都市計画変更について	都市計画課
5 特定生産緑地の指定について	都市計画課
6 多摩都市計画道路の変更について(多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線)	都市計画課
7 多摩ニュータウン再生の進捗状況について	都市計画課
8 都営住宅建替えの進捗状況について	都市計画課
9 レンガ坂の改修に関するオープンハウスの開催結果について	道路交通課

10	多摩市橋梁長寿命化修繕計画の改定について	道路交通課
11	新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用許可の緩和の延長について	道路交通課
12	令和3年度からの放置自転車等対策業務見直しについて	道路交通課 (交通対策担当)
13	次期みどりと環境基本計画改定の延期と先行的取組について	環境政策課
14	多摩市のナラ枯れの現状と対策について	環境政策課
15	多摩市公共施設等低圧電力供給契約について	環境政策課
16	水素自動車（議長車）の購入について	環境政策課
17	多摩中央公園改修整備・運営事業（P-PFI）の公募について	公園緑地課
18	多摩清掃工場における宿泊療養施設のごみ処理広域支援予定について	ごみ対策課
19	令和2年度 多摩市公共下水道事業計画の変更について	下水道課

午前10時01分 開会

岩永委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより生活環境常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、2陳情第16号 5Gアンテナの設置を携帯各社にやみくもに行わせないことを求める陳情及び日程第2、陳情第18号 第五世代移动通信システム(5G)基地局設置に関する条例制定に関する陳情についての2件を併せて一括議題とする。なお、討論、採決は1件ずつ行う。

2陳情第16号及び2陳情第18号は継続案件である。

署名の追加があったので事務局より報告させる。

事務局 2陳情第16号について、これまでの署名は130名だった。2陳情第18号について、これまでの署名は317名だった。本日までに署名の提出が80名あった。合計で397名である。

岩永委員長 本2件の陳情について提出された資料について、また現在の市の状況や考え方等、市側から説明等あったらお願いを申し上げる。

鈴木環境部長 2件の陳情について、前回の生活環境常任委員会において資料要求をいただいたのでご用意させていただいた。1点目は、電磁波による健康への影響について、2点目は、電磁波の影響に対する防護策について、3点目は、市内の携帯基地局の設置数について、4点目は、条例を制定している鎌倉市の条例制定後の状況についてとなる。用意させていただいた資料について担当の環境政策課長からご説明をさせていただくのでよろしく願います。

佐藤環境政策課長 まず資料1から説明させていただく。電磁波による健康影響についてである。こちらについては大きく電磁波による健康影響の科学的根拠があるとした研究結果、そしてないとした研究結果・報告事項といったところで、大きく2つに分けて調べてこの資料にまとめさせていただいた。

まず健康影響の科学的根拠があるとした研究結果については、調べたところ様々なところでこれについて述べられている。ただ、その内容が例えば雑誌の記事、インターネットの個人的なホームページ等もたくさんあり、主

観的なところをまとめてしまうと、科学的な根拠がなかなかないものをここでお示しする形になるので、できる限り学術的に例えば学会等や大学等の研究の中できちんと述べられているところを中心に、この資料については作成させていただいた。

その中で、この資料であるが、2ページ目を見ていただくと、主に関西医療大学で論文としてまとめられたものを見つけたので、それを中心にここに述べさせていただいている。科学的根拠があるとした研究結果であるが、大きく分けて6つあるかと思う。まず1つが、血管脳関門の破壊。これについては脳の中の神経細胞が高周波によって弛緩され、それによって影響を受けるというようなところが1つ論文として出されている。これは1970年代に海外の研究者の方によってその根拠が述べられている。2つ目に、認識力、記憶力、行動への影響ということが挙げられている。具体的には睡眠障害、一時的記憶喪失、動悸や意識不明といったところで動物実験の中でも行動の異常が見られたというような研究結果が述べられている。3つ目であるが、耳鳴りや頭鳴りというところで、マイクロ波によって、血管の脳関門にバリアという機能があるそうであるが、それが破壊されることを研究の中で確認したというのがあった。その他の症状として、例えば睡眠障害、疲労、鬱傾向、頭痛、不眠、ぼんやり状態、集中力欠如、物忘れ、学習困難、こちらに書かれたような様々な障害が一応出るといふ研究結果が論文に示されている。

2枚目に行っていただくと、次のページ、(5)であるが、DNAの損傷。こちらについてはマイクロ波の比熱作用によってDNAの損傷が起り得るといふところが1980年代に海外の研究者によって示されている。アメリカの安全基準内で携帯電話を使用すると、同等のマイクロ波を2時間程度ラットに照射するだけでDNAの損傷が増大するといったところも研究の結果として示されているものがあるそうである。最後、これは新聞等でもよく取り上げられているところだと思うが、子どもの白血病である。これについては1979年にアメリカで15歳までの子どもを対象に白血病や脳腫瘍の調査を行ったところ送電線の近くに住む子どもたちで高くなっているという報告を受け、それ以降磁界が健康に及ぼす影響について真剣に

研究されるようになったということで、白血病についても電磁波による影響が指摘されているところである。

これ以外にも先ほど冒頭お話しさせていただいたとおり、インターネット等でも様々な影響が掲載されているところで、医学学会のほうでもそういった内容で影響があるということが述べられている資料が幾つかあった。ちなみに小児白血病については、千葉市のホームページにも載せられていたので、その部分を抜粋して掲載させていただいている。

次に、電磁波による健康影響には科学的な根拠がないとした研究結果である。これについては3つ。1つが世界保健機関WHOの見解、WHOのがん研究の専門機関であるIARC国際がん研究機関の見解、それから私たち日本の総務省の見解、この3つについて載せさせていただいている。

まずWHOの見解であるが、今日までに集められた研究結果を考慮した結果、基地局及び無線ネットワークからの弱い電波が健康への有害な影響を起こすという説得力のある科学的根拠はないということでまとめられている。ただ、脳腫瘍のリスクの上昇は立証されていないものの、携帯電話使用の増加と15年より長い期間の携帯電話使用についてのデータがないことは、要は使っている期間がまだ10年20年程度というところを示されているかと思う。携帯電話の使用と脳腫瘍のリスクについてさらなる研究が必要であることが述べられているというところもある。

それから、国際がん研究機関の見解である。こちらについては様々な物質について発がんハザードを調査し、その証拠の確からしさを4段階で分類している。2011年5月に電波に関する発がんハザードの評価を行って、この電波についてはグループ2Bの発がん性があるかもしれないというところで分類している。これは携帯電話を使うと害になるということではなく、その発がんの可能性を完全に否定できないことを意味していて、IARCでは携帯電話を長期間にわたり長時間使用することについて今後も研究が必要であると述べている。このIARCの見解については全部英文で出ているが、内容をもう少しわかりやすく日本語に直してまとめているものがある。独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所が、この辺の英文を和訳し、その詳細について解説している。その解説文の一部を

3 ページに抜粋して載せている。この中で電磁波が基地局から出てきたり、携帯電話を使用することによって出てきたり、例えばほかの家庭用器具からも発生はするが、この中の幾つかのポイントとして、上から2つ目、放送局や携帯電話基地局からの電波の環境暴露については、がんを発症する根拠は不適當、詳細に見るとそういうことも書かれているそうである。いずれにしても、まだ携帯電話を使用している年数が短く、ここ最近急激に増えているところがあるので、WHOにしてもIARCにしても、今後もさらなる研究が必要であるというのを統一的な見解として述べているところである。

次、4 ページに移っていただいて、総務省の見解である。こちらについては、ここに書かれているとおり総務省では科学的な調査・研究に基づき、携帯電話端末の規制値を定めている。市販されているすべての端末はこの値以下になっている。この規制値は国際ガイドラインと同等のものであり、現在のところこれを下回るレベルの電波の健康への悪影響について明確に示された科学的根拠はないということでまとめられている。また、国際がん研究機関、先ほどのIARCの評価は定量的なもので、がんのリスクを立証したのではないことから現時点において規制をより厳しいものとするのは適當ではないと考えている、規制値をさらに厳しいものにするのは今のところ考えていないと述べられている。ただし、規制値以下であっても携帯電話を長時間使用した場合のリスクについて、総務省でもすべて解明されているわけではないと念押しした上で、心配される場合はやはり通話時間を抑える、ハンズフリーの機器を使用する、通話の代わりにメールで済ませるものは済ませるといったところで各個人がそれぞれの事情に応じて安全対策を取ることが適當と考えるということで、特に気にされていない方はそのまま使っていただいていると思うが、電磁波の影響を實際受けている、少し怖いという部分については、個人個人の配慮、対応の中で対策を取ることが適當ということで最後締めくくられている。

次、資料2のところ、引き続きであるが、タブレットだとカラーで載せられていると思うが、第5世代移動通信システム5Gの健康への影響ということで、こちらは総務省が令和2年3月に作成したものである。やはり国民からの問い合わせも多い中で、心配な部分に対するご質問への配慮という

ところで、こちらはQ&A形式で5つ載せられている。

まず1つ目が、5Gで使われる電波とこれまでの携帯電話で使われている電波の主な違いは何かから始まっているが、この質問に関しては、これまでの第3世代や第4世代よりも高い周波数を使っているところが違うということで、まずは物理的な性質についてここでは述べられている。

質問2では、5Gで使われる電波は人体にどのような影響を与えているのかということであるが、こちらについては比較的高い周波数帯の電波を使っているが、人体に及ぼす作用が変わるわけではない、赤外線なども同様であるがということで例を挙げられているが、人体に及ぼす作用については熱作用があることがわかっているということが述べられている。

裏面の2ページ目に行って、質問3であるが、5Gのように使われる電波の周波数が高くなると熱作用の影響は強くなるのだろうかという質問に対しては、周波数が高くなっても人体への作用がより強く働くわけではないと述べられている。ただし、6ギガヘルツを超える場合は温度上昇に関連する、少し難しいのだが入射電力密度について指標を設けて安全率を取った形で基準値を設定しているところである。

質問の4番では、5Gになるとより多くの携帯電話基地局が設置されると聞いたが、それによってより強い電波にさらされることはないだろうかというご質問である。こちらについては、基準値以下の電波であれば人体への悪い影響は認められていないというところをまず基本にして、あと後段のところであるが、一般的には基地局が多くなるほどそれぞれの基地局から発射される電波の出力はより小さくて済むし、基地局との距離が近いほど端末から発射される電波の出力も小さくなるということで述べられている。

質問の5番目では、5Gの安全性について国際的にどのような検討がされているかということであるが、こちらについては先ほどお示ししたWHOとIARCの見解が述べられている。

引き続き資料2である。電磁波による影響を緩和させるにはということであるが、前回宿題をいただいたかと思う。では、電磁波を防護していくためには何か方法があるのかということであるが、これもインターネットで調

べるとたくさんある。それを見て、これが果たしてきちんと防護できるのかどうかという証明の根拠までにたどり着けるもの、たどり着けないもの、いろいろあったのだが、确实なところで3つ挙げさせていただいた。まずは携帯電話やタブレット、パソコンをしない場合は電源を切る、これはそのとおりかと思う。それから、室内のWi-Fi等の電気機器を使用するときはアース線を取り付けるということで、使用しないときはもちろん電源を切るというところがあると思う。電磁波というのは、前回もお話ししたかと思うが、電場と磁場がある。それが両方相互に発生することによって波として電波がつながっていくわけであるが、例えばこの電波をアースによってそこにたまたまようどこかに逃がしてあげれば、電磁波もそこにたまたま解消されるというような理屈の中で、アース線を取り付けるとその影響が緩和できるのではないか。これは確かに理屈がそうなのだろうなと私も感じた。

それから、その電場と磁場を想像すると、例えば私たちが着ている化学繊維服、あと金属アクセサリといったところの身に着け方も工夫をしてくれないといけないのかというところで、これも方法の一つとして挙げさせていただいた。

次に、資料3、多摩市内の携帯電話基地局の設置数。こちらについては、これまではわからないということでお伝えをしていたところである。全てわかったわけではないが、総務省の電波利用ホームページに無線局等情報検索サイトというのがあり、そちらのほうで検索すると、大手5社についてはその開局数が載せられていた。こちらで多摩市を選んで検索した結果が、この表となる。まずNTTドコモについては全部で52局開局しているということだそうである。そのうち5Gのシステムについても調べることができ、サブブロックと言われている比較的周波数の低いほうの5Gについては1局、要はミリ波と言われている高周波の周波数基地局が1局となっている。同じくKDDIについては、全部で44局あり、サブブロックについては2局、ミリ波については1局、そしてソフトバンクについては79局あり、5Gは、前回の講演会ではあるというお示しがあったと思うが、一応総務省のホームページを見る限りではゼロというような結果だった。楽天モバイ

ルさんについては、こちらは市内にはそもそもアンテナがないということで、おそらくこれは、a uと提携をしているというのがいろいろ調べた中では載っていたから、a uのアンテナを共有して今は電波を配信しているというところで理解している。

続いて最後、資料4、鎌倉市の条例制定後の経過である。鎌倉市はこちらに書いてあるとおり、鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例が平成22年4月1日に施行されている。また、平成26年に一度改正もされている。この条例の目的であるが、携帯電話等の中継基地局の設置に伴う市民と事業者との紛争の未然防止を目的としている。

概要であるが、この条例において、携帯電話等の事業者が市内で携帯電話等の中継基地局を設置しようとするときは、計画の概要を事前に基地局の高さの2倍の範囲の近隣住民の皆さんに説明をすること、また近隣住民の皆さんが所属する自治会や町内会を代表する方にしっかり説明をして周知に努めてほしいということが規定されている。また、施行規則では、地縁団体の団体代表の対象者の説明は、原則として訪問によって行ってほしい、説明会が求められたら説明会も開催してほしいというようなところが書かれている。平成26年度に一度改正したところでは、こちらに書いてあるが、事業者は必要に応じて当該地縁団体の当該携帯電話等中継基地局の設置計画に関する概要の説明及び周知に必要な資料を請求提供するものとするというようなところを追加して、手続をより明確にしたという経過がある。このような取り組みをしている中で、条例制定後いろいろなトラブルや、これで通信状態が悪くなったといったところの相談はないかと鎌倉市に問い合わせをしたが、一応そういったことはないというところだった。

岩永委員長 かなり丁寧に資料を出していただいた。

では、これより本2件の陳情について一括して質疑に入る。質疑はあるか。

岸田委員 資料を出していただいた中に確実な防護策ということで金属の身につけ方というのもあったが、自分で身につける物はいろいろな対処法があると思うが、体内に埋め込む医療系の金属の物もあるかと思う。その点が気になるので、もう少し詳しくその点を伺ってもよろしいか。

佐藤環境政策課長 そちらについては正直、体内に埋め込まれている物にどのくらい影響を及ぼしていくのかは見つけれられていない。ただ、当初携帯電話の3Gの時代は、電車では必ず携帯電話を切っしてほしい、病院でも必ず切っしてほしい、PHSはよいというところであったと思う。今現状については、これもしっかり調べ切れているわけではないが、出力等がきちんと抑えられているような状況で、病院でも限られた場所だったらよい、例えばペースメーカーをつけておられる方についても密着させなければいいという形でその辺は改善されているから、電波が直接この埋め込まれた器具に誤動作を起こさせるようなことはないと思う。ただ、今回の陳情に関しては、それ以外のところでの健康影響を指摘されているから、それが間接的に何か影響があるかどうかというところまでは調べ切れていない。

池田委員 今回の影響を緩和させるというところの中で、アース線というのがあるが、これは例えば公共施設などの場合はどうなのかということと、市としてはあくまでも個人で対応してほしい、やはりそれが基本だということなのだろうか。その考え方について伺いたいと思う。

佐藤環境政策課長 アース線については、話が混同してしまうかもしれないが、例えばWi-Fiのような機械を経由して電波を受信するということであれば、例えばその部屋にある電磁波を少なくとも緩和させるために、Wi-Fiからももちろん電磁波が出ているかと思うから、それをコンセントに入れるだけではなく、電源のコンセントのアースのようなところにつければ、それ自体で幾分その電場が緩和されるかと思う。

あと、市側のスタンスであるが、電波防護指針によって定められて設置されているものであるので、これを規制というのは正直難しいかと考えているが、その不安を訴える方に対して、個人で対策を取るにも、私たちが少し協力してあげないとそういった対策も取れないと思う。そこのお手伝いとして、例えば表示板をする、要は適切に配置する、使わないときは電源を切るといった配慮は必要かと思うから、最終的にはやはり個人個人の対応に任せられてしまうが、できる限りその対応を取るにしても、きちんと取りやすい環境を市側が取ってあげていかないといけないかと考えている。

池田委員 私の感覚だと、素人考えだが、何かはじくような物があり、健康被害だと

というような自覚のある方に対してはそのような物での対応の可能性もあるのかと思ったものであるから、資料として、今の影響を緩和させるこの3つの中では、とにかく電源を切るようなこと、自分個人の対応にお任せというふうに受け止められたのでお聞きしたが、その方だけを遮断するような物というのはやはり難しいのだろうか。

佐藤環境政策課長 物理的に遮断する物は可能だと思う。それが商品としてあるかどうか、確かにインターネット等を見ると遮断するカーテン等があるのは私も存じている。それがどのくらい遮断するのかは実験してみないとわからない。ただ、遮断できたとしても、外から来るものは遮断してしまえばよいが、例えば電波を受けたら、また中から出していかなければいけない。イメージとしてしかお伝えできないが、遮断されていると電波が外に逃げられなくてそこにどんどんたまっていってしまう。確かに電波は距離が遠くなればその電磁波自体もどんどん弱くなっていくが、中で跳ね返って干渉してしまうようなことも、電波の性質から考えると想像できると思う。対策を取るのならばそういったことにも注意してやらないと、良かれと思ってやったものが、外からは遮断できるが、今度携帯電話を持っていると、電波がどこにあるのだろう、つながらないということで携帯電話自体が中からどんどん電波を発信し続けてしまっていて、中の環境が逆に悪くなってしまうことが想像される場所である。

藤原委員 佐藤課長によく調べていただいて、ありがとうございます。一つ伺うが、実際に国内での被害状況の具体例のようなものは出てこなかったのか。それは特になかったのか。

佐藤環境政策課長 実は国内でもたくさんあった。ただ、明確に科学的なエビデンスがないので、ここではお話しできないところである。例えば鼻血がたくさん出て止まらないといった話も、九州の自治体ではそのような現象もあると書いてあった。ただ、実際に九州の市のホームページを見ても、そこで携帯電話の条例はつくっているが、条例をつくった経過の中にその鼻血のことは入っていない。だから、今のご質問については、あることはあるが、科学的に電磁波とつながっているという根拠が取れなかったもので、今回の書類には載せていないところである。

藤原委員 インターネットで見ましたが、全国の病院にはそのような専門の診療科はなく、まだわからないような状況である。

それと、鎌倉の条例と今回陳情の件であるが、鎌倉の条例は平成22年施行、一部平成26年に改正と書いてあった。よく見ると今回の陳情とは中身が違って、鎌倉の条例は10年前であるから紛争が起きないようにということだったが、今回の陳情は、もちろんそのようなこともあるのだろうが、電磁波の影響が中心に言われていて、似ているようで実は違うと思う。鎌倉の条例のその後の情報というのはあるのだろうか。また作りかえてどうこうするというのがあるのだろうか。

佐藤環境政策課長 鎌倉市にその辺を伺ったところ、今のところ条例改正の予定はないというお答えだった。

橋本委員 今回の鎌倉市のことであるが、ということは、鎌倉市の条例では、特に4Gと5Gの問題を認識して分けて考えて、5Gは違うからこれから条例改正をしなければということ自体が鎌倉市ではまだ出ていないと受け止めているのか。

佐藤環境政策課長 今のご質問であるが、鎌倉市も、今後5Gのアンテナが立てられたとしても、設置する場合はこの条例に沿ってきちんと住民説明をしてほしいということで対応する、個人への周知や説明、地縁団体への説明会によって5G・4Gの区別なく、これからもその辺は対応していくというところだと思う。

橋本委員 鎌倉市は条例という形を取っているが、多摩市も一応基本的には造るときには説明をしてほしいということも意思表示しているし、行われた経過もあると思うが、ここにある52、44、79という立っている物全てで説明会が行われたとは到底思えない。その距離のところでは住民の方がいろいろ問題を提起されれば私たち議員も知るところとなっているが、この中で、今まで説明会を多摩市で何回くらいしているのかを把握されているのか。

佐藤環境政策課長 まず今日時点で57の設置、変更の申請があった。その中で、実際にやったかどうかの確認は取っていないが、説明会は全て周知するというので、57件全て周知をしていただいている。ただし、地上から立てたアンテナについては、よく言っているアンテナの2倍、2倍ができなければアンテナ

ナの長さ分やるというようなどころもある。全て高さの2倍やっているか  
というと、そうではない。57件全てやってはくれているが、2倍ではなく  
アンテナの高さ分だけしかやらない、あと集合住宅の屋上につけている場  
合は、その集合住宅に住まわれている方にのみやるという事業者もある。手  
法がそういうような形でいろいろ分かれるのだが、説明については、近くに  
民家がある限り、57件いずれもやっていただいていると理解している。

橋本委員 資料の中で、5Gつまり第5世代通信システムのミリ波の基地局はNT  
TドコモとKDDIで1局ずつここにあるということであるが、一つとし  
ては、これがどこにあるのかをわかっているのかということと、これにつ  
いては説明会があったのかどうかについてお答え願う。

佐藤環境政策課長 まず、1つ目のご質問の5Gのアンテナの場所であるが、それはわか  
らなかった。調べてもそこにたどり着くことができないし、総務省に伺っ  
ても、それは答えられないというような見解だった。

それから、これについての説明であるが、実はこの陳情の前から、初回に  
も説明したが、私のほうで立てられたアンテナが4Gなのか5Gなのか確  
認を取っているのか、そのような認識はあるのかというようなご質問があ  
ったと思う。それについてはもちろん持っていて、その都度聞いているとい  
うようなお答えをした。だが、事業者にすると、これまで要請には入ってな  
かったからなかなか答えられないというやり取りがあったわけであるが、  
実は最近私のほうで来た事業者に、やはりこういった時代であるから市民  
に説明するときも4Gなのか5Gなのかをきちんと説明しなければいけな  
い、だから市にもその辺はきちんと情報提供してもらえると助かる、市民か  
ら問い合わせがあったときにきちんと答えられるからということで何度も何  
度もしつこくお願いをしたところ、最近はその辺を教えてくれるようにな  
った。最近の50件以降ぐらいのものからだんだん5Gの連絡が多分その  
中に入ってきていると思うが、50件以降のものについてもしっかり周辺  
への説明はしていただいているので、この5Gのアンテナ設置に関して  
も説明はしていただいているかと思う。

橋本委員 説明というときに、佐藤課長なり環境部との関係ではするということで、  
どのようなものを、どのような内容でお知らせしているのかということ

把握されているのか。

佐藤環境政策課長 説明のときに使用する資料をできる限り提出していただくようにしている。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 これをもって質疑を終了する。

本2件については、5Gによる電磁波の健康への影響に配慮して5G基地局の設置について情報公開などを求めるものだと考えている。そこで、今回この陳情の内容の賛否については、少し時間を取って委員間の意見交換をしたいと思っているが、それにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 ご異議なしと認める。では、少し意見交換をしたいと思っているが、前回の常任委員会でたしか藤原委員から、改めて携帯事業者にも要請に行く必要があるのではないかというご発言があったかと記憶しているが、それに関して今の時点での市側の見解があればお聞かせいただけたらありがたい。

佐藤環境政策課長 前回のご質問の中で、要請をしていくと私からお答えさせていただいているかと思う。今市側としてどのような形で考えているのか。まだ考えている案のところであるが、それについては、まず携帯電話基地局の設置変更の際は、通信に使用する周波数帯、あとその出力に関する内容をしっかり情報提供の中に入れてほしいということを加えたいと考えている。2つ目として、市民の不安解消のため、少なくとも地上からアンテナの先端までの高さの2倍の半径の範囲については必ず周知してほしい、これについて徹底してほしいというところを再度お願いしていきたいと考えている。それから、携帯電話基地局には、先ほどの防護の話ではないが、近隣住民の皆さんにわかりやすいように表示をしてほしいというようなところも要請の中に盛り込んでいきたいと市側は考えている。最後、市内にどのくらいあるのかも情報としてしっかりキャッチしていかなければいけないと思っているので、毎年1回でも2回でもいいのだが、区切りのいいところで1回なのだが、市内に設置されている携帯電話等基地局の数を市に報告してほしいというようなところも入れて、この3点もしくは4点を入れて、事業者に対し

て、それも工事をしている業者ではなくNTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルといったところに直接しっかりお伝えをしていきたい。今のところ市側ではそういう考えでいる。

岩永委員長      それでは、皆様のお考えを意見交換していただけたらと思っている。各会派でいろいろ意見をまとめられている気もするが、その辺りから誰かがご発言をしていただけたらと思う。

橋本委員      エビデンスについては非常に悩むところだと思う。先ほどの北九州のことというのは、学習会に行けば、様々な症状が出た、子どものクラスが荒れたのが電磁波のせいだと考えられた教授がいたのでその対策が取られたという、そうかなと言うのだが、やはりそれを証明するものがないし、私たち特に議会のレベルで条例化するにはその根拠をかなり明確にしていけないといけないというところで、今における被害や影響を明確にするのは難しいということが会派でもわかった。だが、放置しておくことはできないので、これからもそのようなことについては総務省も含めて、書き方も、先ほど書いてあったものもそうであるが、放置するのではなく、これからまだいろいろなことがわかってくるから、しかも、携帯を持ち出して長い人でも20年という感じで、これが一生持ったときどうなのかもわからないので、それはやってもらいたいと思う。先ほどの申し入れではないが、私たち、今後についてはきちんと謙虚に研究をしていってもらいたいということで、こういうものをきっかけに何らかの動きを取ればいいということになった。ただ、どちらの陳情もそうであるし、今日出てきたところによると、桜のことについても資料が寄せられて、この方はロイズ社が保険を引き受けない等いろいろなことについて、また、ふれあいの道のことについての資料としてお出しになっているが、この辺のところは、まだこれが本当に正確でそうしなければならないものなのかというところは会派としての判断もできないし、これをこうだからとまでは言い切れないというのが到達点だった。ただ、この前も、2人目の陳情者の方から、ご自分が苦しい思いをしているという発言があった。電磁波に弱い方はいろいろおられて、私の知人は家自体に電磁波防護壁というのか何か工事をしたので、その家に電話ができない。ショートメールを送っておいて、その人が外に出て何かわかったら

玄関先から電話をくれる。だから、そこまでしている方もおられるということを知っていると、決して騒ぎ過ぎだ、大げさだという言い方で切ることは絶対できないと思うので、そういう方に対して、そういう子どもに対してということ、それについてはこの間も議会での私の一般質問で、G I G Aスクールするときにも、ずっとつながっぱなしではなく、必要な子どもがいたら電源を切るという対応するということが市側も考えておられて、当面そういう症状をお持ちの方に対しては私達も積極的に配慮をすべきということで、そういう観点で、どこにあるかわかるとか、先ほど市側もいろいろ言われていたようなことは、今後も是非やっていくべきかと思う。それが話し合いの中の到達点で、全部丸々このとおりにすることは申し上げられないというのが当会派の結論だった。

池田委員

まず2陳情第16号の陳情事項のところ、従来の4Gまでも人体に被害を与えてきたものであるが、5Gは被害が一段と大きくなる可能性があるところがある。だから、今エビデンスと言われたが、これをそうだと切り切れなところがある。それはやはり私達も認めることはできないが、その後の携帯電話会社には一層の注意を求めているというところは同感するところで、とても悩ましいところである。私達の会派としても、丸ごとこの陳情を採択というか、よしとすることはできないという意見もあったし、また、先ほどの課長の説明の中に、世界保健機構の見解として脳腫瘍のリスクはさらなる研究が必要だということと、あと国際がん研究機関は長期間使用することを避けるような研究が重要になるところは、極めてこれを尊重しなければいけないし、大切なことだと思うので、あえてこれを書いているところは、やはりまだしっかりと注視をしながら見ていかなければならない。だから全く被害がないのだということは切り切れないところを、この陳情に関しても、そこは受け止めたいと個人的には思う。うまく言えないが、だから丸々この陳情を採択ということはできないかと思うが、やはり一定の配慮、携帯電話会社にも、また実際に被害、体調が悪いというようなことを今、橋本さんが言われたように、実際にそうやってご家庭の中で工夫されて対処されている方がおられることを、私達はしっかりと受け止めなければいけないかと思っている。

藤原委員

討論のようになってしまいが、陳情第16号より後から出てきた第18号のほうが、より具体的に内容が書いてあると思う、先ほど最後に佐藤課長がお答えいただいた、不安解消ために高さの2倍の半径の人たちにはきちんと説明する、それから基地局とかそういうものはわかりやすい表示をすとか、三つ四つ言っていたら、それを単なる工事業者だけではなく、コアとなる事業者にきちんと言うと言っていたことによつて、この第18号の(1)の情報公開、5G基地局を設置する際は事前に事業計画を広く周知してほしい、また設置した場合は5G基地局であることがわかるよう周知してほしいということと、(2)の住民説明会、事前に説明をする。この(1)と(2)は、佐藤課長のさっきお答えいただいた部分で、これはもう網羅できると思う。問題は(3)であるが、こういった公共施設、保育園、幼稚園、学校や病院そういったところに基地局をつくることを禁止してほしいというのは、正直言って、先ほどから出ているように我々専門のドクターでもなくて、学会から出てきたものをエビデンスとして考えなければいけない中で、それが出てきてない中では、禁止してほしいと言われても、それをまた進める根拠がないところでは非常に悩ましい問題だと思う。正直言ってわからない。全く電磁波の影響がない人にとってみればわからない話である。だが、実際に苦しいと言っている方がおられる限り、そちらのほうにも片足を寄せていかなければいけない、それも事実だと思う。ただ一つ言えることは、世界的に見ても、こういった事業者がほとんどこういった健康を訴える人たちのことを完全に無視して、どんどんどんどん最先端技術だろうということを進めている。そこに一言物申すとかやはり健康で苦しい人たちもいるのだと、好き勝手なことやるなという意味では少し議論を進めていく必要があるのかと、陳情の方々に対して、一定の配慮をしたいとは思っている。ただ結論をどうしていいのかわからないが、この陳情に対してうのみをするということは難しいかと思う。

岸田委員

出していただいた資料を読んでも、これからの研究でわかってくることもあるだろうし、また、立証もされていないが、逆の場合の完全に安全であるという立証もされていないという部分も感じた。皆さん言われているが、苦しんでおられる方がいる、引っ越しするときも電磁波を測って、ここは安

全だということで引っ越してきたり、これ以上電磁波が強くなってしまふと行くのも難しいと感じておられる方が、また、不安を感じておられる方がおられるということで今回陳情が上がってきたと思うが、当会派としては、議会に陳情が上がってきたということで、議会として何か受け止めて行動していけたらいいと話した。

斎藤委員

ほかの会派の方々が言われたこととほぼ同じ意見であるが、5Gの電波に関しての研究はまだまだこれからしていかないといけないところかと思うし、おそらく4Gに関してはまだ完全に結果が出てない状況でどんどん先に進んでいるということもあると思う。この5Gが全てだめだとも言えないと思うし、また、出していただいた健康への影響についての資料の中にもQ&Aという形であったが、基地局が多くなるほど出力が小さくなるというような見解もあることはある。ただ、果たして多く設置することがいいのかというのはまた別問題なのかと思うが、そういうところはこれからどんどん研究をしていく中で答えが出ていくかと思う。確かに皆さん言われているとおり健康被害が実際に出ている方もいないわけではないのでそこら辺は軽視できないとは思いますが、今回のこの陳情に関して100%賛同することは難しいかと思う。

岩永委員長

お互いに意見交換と思ったが、今委員の皆さんのご意見を伺うと、それぞれ2つの陳情があるが、その陳情者の陳情事項や要望内容を100%受け止めていくのは、その根拠をきちんと明らかにするという点から考えても難しいのではないかというご意見もありつつ、ただ、実際問題として電磁波による影響を受けておられる方がいる限りにおいては、そちらの方にも寄り添って考えていくことが必要ではないかというのが全体的な皆さんのご意見だったかと思っている。中でも先ほど岸田委員からは、議会として皆さんの思いを受け止めてどう行動できるのかを考えていきたいというお話もあったが、例えばそれでどのようにできるのかについて何かご意見がもしあればいただけたらと思う。

橋本委員

この前環境部から、一定経過や要綱ができてからのことも聞いているので、非常に基本的で、先ほどおまとめになった設置というときにはそれがどういうものなのかをきちんと情報を明らかにすることと、それをまた市民

への周知が、果たしてこれから5Gだと動き回るから住宅の近くだけでいいのかどうか分からないが、少なくとも周知をする、どこにあるかわかるようにしてほしい。今までの4Gだと一定の高さがあり、マンションの上でもあるなという認識ができるが、5Gはわかりづらいこともあるので、やはりわかるようにしてもらいたい。それと、会社との信頼関係の中で、多摩市のホームページを見れば設置された数やどこにあるかがきちんとわかるものがあるということでの安心感と、どうしても避けなければならない人への具体的な配慮もやりやすくなると思うので、そういう内容は市側が考えておられることと同じようなものになるかと、大体考えてはきた。

岩永委員長

今お話をいただいたように、もしかすると、具体的なその場所についてまで明らかにしていただくことはなかなか難しいのかもしれないし、その辺りは聞いてみないとわからないかと思っているが、議会としてきちんと陳情者の皆さんの思いを受け止めて行動するというところで、何か形に表していくことも必要かと思う。市側がこれまで要請していることについても、実は明確な電磁波に対する危険性に何か基準あってそれに基づいているものではなく、基本的には数年前、平成26年頃に議会で陳情が趣旨採択となり、その市民の皆さんの思いを受け止めた上での携帯会社への要請書となっていたと思う。だから、今度またそれを市側にもお願いするというところでいいと思うし、あるいは私たち議会としてもそのような市民の声を受け止めて要望したいということであれば、何か形にすることが可能かどうか議論していいかと思っているが、その辺りについては皆さんいかがか。

岸田委員

内容については、なかなかエビデンスがない中、今話し合っただけですぐ決めるのは難しいと感じているところであるが、議会に出てきたものであるから、議会として何かしていきたいという思いではある。

岩永委員長

陳情の判断としては今回結論をしっかりと出してもいいかと皆さんのお声を聞いていて思ったが、先ほどから、そうは言ってもどうしていくのかというところでは、藤原委員からも、委員の立場としてもきちんと携帯会社に今の現状を捉えながら対応していただくように、陳情者への配慮なども一言申し添えていくことも大事ではないかというお話もあったので、陳情への結論は出すが、この後何かできることがあるのかについてはまた別途時間

を取って協議することも可能かと思っているが、その辺り皆さんいかがか。

藤原委員

今日結論を出すのか、要するに採択か趣旨採択か不採択かを出すのか、それとも委員長の中に何かお含みあるのならば、継続するのかよくわからないが、何かするのか、その辺りを明確にしたほうがいいのかと思う。

池田委員

結果はしっかりと今回出して、その後また3月議会までに何回か閉会中でもしっかりと議論ができるような形で委員会として何ができるかを議論していくという方向で進めていただければと思う。

岩永委員長

今、池田委員から、陳情としては今回できちんと結果を出して、その上で今後議会として何かできることがあるのかについては少し時間をかけてもう一度、1回か2回かわからないが、話し合っただろうかというご意見だったが、皆さんそれで大丈夫か。私が思っているのは、議会としてまとまって行動していくことを考えたときには、採択がいて、不採択がいて、趣旨採択いてという形で意見がばらばらにならないで、陳情に対する結論もなるべくだったらきちんと一本化して出したほうが良いと思っている。これから意見交換を終了して皆さんに最後の結論を聞くが、これまでも意見交換していることを踏まえながら判断をしていただけたらと思っている。では、意見交換を終了しても大丈夫か。では、これをもって意見交換を終了する。陳情に対する討論と採決はそれぞれ行うので、意見討論もそれぞれということをお願いする。

では、まず2陳情第16号について、これより討論に入る。意見・討論はあるか。

橋本委員

5Gアンテナの設置を携帯各社にやみくもに行わせないことを求める陳情について、趣旨採択の立場を取りたいと思う。

陳情事項の後段にある市の要請行動の方針に従って携帯各社に一層の注意を求めてほしいという内容には全面的に同意できる。ただ、陳情者が陳情説明時、これは前々回にされているかと思うが、様々な内容、いわゆるエビデンスについては、全てについて同意できるものではない。また、これから研究すべき内容がたくさん含まれていると思う。そうした意味を持っても趣旨採択という立場を取らせていただく。

池田委員

2陳情第16号 5Gアンテナの設置を携帯各社にやみくもに行わせな

いことを求める陳情について、趣旨採択の立場で討論する。

世界保健機関の見解及び国際がん研究機関の見解でも、今後の研究が必要及び重要だということが書かれている。そのことを踏まえて、この陳情に対して全て採択することはできないが、今後しっかりとこの検討を見据えること、また現在不安に思っている方や実際に被害を被っている方々に寄り添う姿勢もしっかりと示していくことが重要と考え、趣旨採択とさせていただきます。

岸田委員 2陳情第16号について、趣旨採択の立場から討論させていただきます。

陳情者の携帯電話会社に一層の注意を求めているほしいというのは、実際に市内に住んでおられ、こういった電磁波過敏症やアンテナの設置について不安を感じておられる市民の方の気持ちを書いておられると思う。ただ、内容について全てを精査していくと、エビデンスがまだしっかりと確認されていない部分もあるので、趣旨採択の立場で討論させていただきます。

岩永委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、趣旨採択すべきものという意見が3名である。よってこれより2陳情第16号、5Gアンテナの設置を携帯各社にやみくもに行わせないことを求める陳情を挙手により採決する。本件は趣旨採択すべきものとするに賛成の皆さんの挙手を求める。

(賛成者挙手)

岩永委員長 挙手全員である。よって本件は趣旨採択すべきものと決した。

今趣旨採択すべきものとした陳情であるが、この処理の方法について協議をしたいと思います。

この際暫時休憩する。

午前11時12分 休憩

---

午前11時12分 再開

岩永委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

先ほど趣旨採択すべきものとして陳情については、皆様のご意見を踏ま

えて執行機関に送付したいと思う。

次に、2陳情第18号についてこれより討論に入る。意見・討論はあるか。

橋本委員

2陳情第18号第5世代移動通信システム（5G）基地局設置に関する条例制定に関する陳情について、趣旨採択の立場で討論する。

1に記載された情報公開、住民への説明会、過敏な方の保護などについては当然と思う部分もある。ただ、様々な施設名全てを記載するかどうかは、私たちが軽々に判断できるものではない。情報公開、一定の範囲への住民説明会や訪問しての説明については市も積極的に対応しており、それを議会としても後押しし、できれば議会の一致のもと行動も取っていきたいと考えている。人体への影響などについてはさらなる研究は必要と思われるが、一部の方の著書にあるような生物の生存を脅かす脅威であり、全ての5Gストップという立場には今は立ってはいない。ただ、国会で審議された5G促進法について日本共産党は反対の立場を取った。それは携帯各社に特別な減税15%、設備費の15%の配慮をするという内容である。もうかるものなら研究より実践そして販売という国の方針には、これもまた大きな問題があることを申し述べておきたいと思う。以上、趣旨採択の討論である。

岩永委員長

ほかに意見・討論はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

岩永委員長

意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、趣旨採択すべきものという意見が1名である。よってこれより2陳情第18号、第5世代移動通信システム（5G）基地局設置に関する条例制定に関する陳情を挙手により採決する。本件は趣旨採択すべきものとするに賛成の皆さんの挙手を求める。

（賛成者挙手）

岩永委員長

挙手全員である。よって本件は趣旨採択すべきものと決した。

では、先ほどと同じようにであるが、趣旨採択すべきものということで陳情を決したので、同じように市側に送るということで皆さんよろしいだろうか。では、今、趣旨採択をした陳情については、皆様のご意見を踏まえて執行機関に送付をさせていただきたいと思っている。

では、次の日程に進みたいと思う。日程第3、2政策提案第1号「遊歩

道『諏訪永山ふれあいの道』瓜生小北側部分改修方法及び多摩市の緑の今後の維持・発展の方策に関する市民政策提案を議題とする。

本件については、政策提案者から発言の申し出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長　ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内の発言をお願いします。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、政策提案書に沿って発言をしてほしい。それでは、氏名を言われてからご発言願う。

政策提案者(豊間根氏)　豊間根香津子である。今2つの陳情が趣旨採択になるまでの議論を聞いていたが、非常に問題があると思うのは、危険だ、被害が出たということについてエビデンスがないといけないのか。それは予防原則に全く反している。お配りした資料であるが、例えばこれはベルギーのローカル紙らしいが、ベルギーは連邦制らしく、ブリュッセル首都圏地域の MINISTER である、日本で言ったら環境大臣のような人が予防原則に立って5Gの展開を保留すべきだということをきちんと言っているわけである。ヨーロッパは、予防原則に立つということを一種人権宣言のようなことで言っているところである。そういう本当の意味での先進的な考え方をぜひ多摩市でも取り入れていただきたいと思う。

もう1点、5Gの展開にさおさず陳情を蹴るというお考えは、要するに国がこの前電波法を改正して5G促進の方針を決めたからではないかと思うが、憲法第92条に地方公共団体の組織及び運営に関する事項は地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定めるとあり、これはどういうことかというところ、地方自治体が国と必ずしも同じ方針を取らなくても、地方の住民のためになることになる方針を取っていいと憲法が言っているということだと思う。実際にこの方針で条例をつくっている自治体はたくさんあり、今日上がった鎌倉市という話ではなく、もっとはっきりと以下のようなたくさんの自治体が、今日の資料の下のほうであるが、いわゆる核廃棄物最終処分場

にしてほしくないということをきちんとやっている。これは国が今まで原発再処理をやってきて危険な核のごみが生じてしまったと、それをどこかで最終処分しなくてはいけない、どこか地方の過疎地に埋めたいということを経済論で言っているわけで、これに対し、国に対してきちんと地方自治体の住民を守るためにこういう条例をつくっているところがたくさんあるわけである。だからこれに沿って、多摩市でも現に電磁波過敏症で苦しんでいる人がいるのだから、5Gの展開をできるだけ止めることに努力していただきたいと思う。

今回の政策提案であるが、瓜生小学校北側の街路樹の桜が今4メートル間隔なものを20メートル間隔にすると、市の道路交通課の方が言われている。生き物に対して桜が「老朽化」という言葉も少しなじまないと思うが、とにかくそれを古くなったから全部切ってしまうということ自体、そこを散歩コースにしている近くのゆりのき保育園の子どもたちに何と説明するのか、古くなったら殺していいのかという問題である。

それを少し置いといて、次に、植え替えるとしてなぜ20メートルなのかという説明もきちんと聞けていない。この20メートルがどこから出てきた数字なのかを考えると、ひょっとしていわゆるニュータウン再生計画の中にモビリティというものを走らせるということがあったわけであり、そのモビリティがもしも自動走行で5Gの技術とセットのものだとすると、今まで桜の季節には桜を楽しみながら歩いていた遊歩道にモビリティが走ることになるのか、そのためにアンテナを密に立てなければいけないから街路のほうを犠牲にして間隔20メートルにするのではないかと疑ってしまうような不親切な説明しかなく聞かされていない。その桜を切ることにしても、遊歩道の幅を広げたい、なぜ広げたいのかというと道路構造令が根拠だと言われるが、道路構造令を見てみたら、そこには遊歩道というカテゴリーがないわけである。ということは、遊歩道は分ければ歩道である。それなのに、なぜか自転車が通っているから危ないので幅を広げようというようなことを道路交通課の方が匂わせる。説明が非常に不親切である。

論点が幾つかにわたってしまったが、5Gのアンテナを立てることを前提にするモビリティをあそこに走らせるということは、市の街路をどのよ

うにこれから更新していくのかを含めて、安易に5Gとセットのモビリティを走らせることには異議を唱えたい。議会として安易に必要なものを走らせることはしないでほしいということである。

岩永委員長 以上で市民発言を終わる。

本件の提案内容について、現在の市の状況や考え方など、市側から報告等あったらお願いします。

佐藤都市整備部長 本政策提案であるが、桜の木の伐採について樹木医の診断をもとに判断すべきという点が1点。それから、今後の多摩市の緑の維持発展のためにということで項目3つに分かれていて、樹木に関する政策の公募、多摩市の緑を守る課の新設、3つ目として街路樹に食用や薬用となる樹木を加えて林業市ということでアピールしてはどうかという3件、合計で4件の提案である。これを本委員会委員の皆様でご議論いただくことになるが、政策提案の契機、趣旨として冒頭に書かれている内容の一部について、担当所管として何点か申し上げておきたいことがある。

初めに、1ページ目の政策提案の契機、趣旨の1行目から2行目にかけてのところである。改修と称して桜を全て伐採する計画があり驚いているという部分である。もちろん本工事は桜を切ることが目的ではない。遊歩道をより安全で快適な歩行空間とするために桜の木を切らざるを得ない部分があるというところである。本遊歩道の路面や階段手すりに経年劣化している部分、傷んでいるところがある。また、根上がり等の不具合による解決策については、旧西永山中学校跡地を都営住宅、諏訪都営団地の建て替えの候補地・種地という形で活用していくといった時から近隣の皆様と大変議論して、その当時から都営住宅建て替えの建設が終わった時には、周辺環境整備についても、市としてこれまでお約束してきたところである。このことについては、市議会の皆様もご存じのことかと存ずる。また、全てを伐採する計画という部分もあるが、伐採しておいてそのままということではなく、植え替えを前提にさせていただいている。確かに私も何度も拝見しているが、春には桜が咲いて緑豊かな景観ということで、これはまさに地域の魅力、多摩市の魅力の一つというところではある。しかしながら、やはり寿命や生育状況は、この先未来永劫続くものではないと考えている。

本日の資料の中に現場の写真もご用意させていただいたが、古くなった桜の木、既に枝折れや枯れてしまっている木もある中で、路面改修の工事のためにはやむを得ず伐採し、樹木のためにも適切な間隔で植え替えを行っていきたいと考えている。

続いて、1 ページ目の中段から始まる、市の担当職員からの説明の件についての記述である。その中で、市から配布する意見要旨には、桜の伐採は強調しないように、桜伐採に反対ということを書かないように指示があったという記述がある。私ども担当職員に確認したところ、当然にそのような発言はしていないこと、発言の趣旨は、本日の資料にもあるが、改修内容について、路面の改修をするためにはどうしても桜の木を切らなければならないところがある、木を伐採せずに路面改修工事を実施するのは非常に困難であることをお伝えしているのだということと報告を受けているところである。その先も、政策提案書数ページにわたる部分で、多岐にわたる記述に何点か気になるところであるが、この後、道路交通課長からの資料説明の中で、併せて申し上げさせていただきたいと思う。よろしければ引き続き担当課長の檜島道路交通課長から資料の説明をさせていただく。

檜島道路交通課長 それでは、資料に沿って説明する。タブレットの案件3番である。資料の3 ページ目を御覧願う。この図面については、隣接する集合住宅にお住まいの方々へお配りした資料の一部である。本件の工事内容であるが、舗装打ち換え工を、絵で示した黄色の部分、延長約280メートルの舗装打ち換えを行う。それから歩道の有効幅員を、現状の桜の植樹箇所、歩道幅員が3メートル弱であるところを4メートルに拡幅する。それから既存樹木の撤去であるが、桜が約25本、そのほかの街路樹を含めて全部で約40本の街路樹を撤去する予定である。

タブレット資料の上側に改修前とあるが、緑色の丸印の部分が現状の桜である。右側に「そのまま」と書かれた部分があるが、そこはクスノキであり、残す予定の樹木である。補植する街路樹であるが、下側の改修後であるが、赤色の丸印が補植する予定の場所である。この補植する街路樹であるが、樹種は未定である。約10本を補植する予定である。そのほかに、街路灯の更新として、既設のLED街路灯の移設を8本、それから新設のLED

街路灯の設置を三本予定している。工事期間については、令和3年度以降、令和5年度末までを予定しているところである。

本整備に当たって、現状を改善する内容の趣旨を説明する。まず歩道の有効幅員を3メートルから4メートルに拡幅することについてである。道路構造令では、第39条により自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするとされている。これは自転車と車椅子が同時に確保できる幅員が4メートルとされていることから、有効幅員を4メートル確保するため拡幅を行うところである。

次に、現状で6メートルから10メートル間隔に植栽されている桜を撤去して、15メートルから20メートル間隔に補植することについてである。タブレットの資料でページが戻るが、1ページ目を御覧願う。写真にあるとおり、現状の桜はキノコやコケ、腐食等が見られ、枝折れや幹折れが見られる。また、南側ののり面、都営住宅側であるが、こちらの樹木が過密になっていること、ほかの樹木への日照障害、成長への妨げが発生している。さらに街路灯付近に近接した樹木の枝葉が街路灯の妨げになっており、暗がりが生じている。歩道内にある桜は十分な植栽帯がなく、表面がアスファルトであり生育部分が限られているため、根の成長が地下ではなく表面の浅い部分に成長していることから、舗装の根上がりが生じる原因となっている。

続いて、これまでの経緯である。市では、当該路線について令和元年に測量と基本設計を実施しており、測量に際しては事前に隣接する集合住宅の管理事務所にお伺いして予定している業務内容、今後の予定等についてご説明をさせていただき、管理事務所の方とご相談の上、お知らせを掲示板に掲載させていただいた。

今年度に入ってから、測量成果をもとに実施設計を行っており、おおむね改修する予定の工事内容が出来上がったところで、10月初旬頃から予定している工事内容についての説明を同管理事務所へご相談に上がったところである。従来こうした比較的大きな工事については、説明会の場を設けて近隣の市民の皆様に説明しているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、まずは集合住宅の代表の方などに工事内容を説明して、周辺

住民の方への周知方法などを含めてご協議させていただいたところである。

また、工事内容については、現在の法令に基づく構造、維持管理が行いやすい構造、こういったことを加味して沿道にお住まいの皆様が利用しやすいよう設計を行っているが、一番身近にご利用されている市民皆様にご意見を伺う方法を管理事務所の方とご協議させていただき、このたびはアンケート方式あるいは市に直接ご意見をいただく方法を取らせていただいた次第である。

タブレットの資料、2ページ目から4ページ目は集合住宅A、5ページ目から6ページ目は集合住宅Bにお配りした資料である。各管理事務所の実態に配慮して、Aについては4ページ目のアンケート用紙をお配りして意見を聴取している。Bについては、直接市役所にご意見をいただきたい旨説明用紙に記載してお配りしている。両管理事務所には、桜に関しては老朽化も深刻化し、周辺環境の状況等から道路全体の改修時に更新を行わないと良好な歩行空間の確保が困難になってくることや、補植する樹木の種類、現状でのお困り事など、今後改修する上でのご要望等をお聞きし、よりよい改修に向けて特に沿道の皆様と一緒に取り組んでいきたい趣旨も併せてご案内させていただいたところである。なお意見聴取については、令和2年12月10日時点で、集合住宅Aからは25件の意見をいただいている。集合住宅Bから意見はゼロ件である。

次に、頂戴している政策提案についてであるが、1ページ目の下から5行目のところ、道路構造令の第10条の2と記載がある。自転車歩行者道の規定となっている。自転車歩行者専用道路については、同令第39条において4メートル以上とすると規定されており、多摩市が道路法に基づいて定めている多摩市市道における道路構造の技術的基準に関する条例の施行規則第24条の中でも同様に4メートルとしている。

また、3ページ目の5行目に多摩市道路整備計画についても記述があるが、同計画においても道路構造令などを根拠法令として策定しているので、考え方としては道路構造令に準拠したものである。

次に、街路樹よくなるプランにおいて、当該プランの策定委員によるコラムに記載の新たな交通システムに対応や、多摩ニュータウン再生方針に記

載のある自転車タクシー超小型モビリティなどの社会実験の実施といった記載が3ページ以降からある。高齢化社会や子育て支援の観点から、バリアフリーへの対応はあらゆる公共施設で推進していかなければならないと捉えているが、提案者が危惧されている新たな交通システムや超小型モビリティの通行に際しては、国土交通省では交通の安全と円滑を図るための措置を講じた場所において運行することなどを条件に、大きさや性能等に関して一定の条件を付すことと、安全及び環境性能が低下しない範囲で一部の基準を緩和し、走行区域を限定して公道走行を可能とすると、このように示している。本工事においては、新たな交通システムや超小型モビリティの導入を見据えた整備ではないので、現状及び整備後も走行は不可能である。

次に、政策提案の1番の多摩市と利害関係のない樹木医の診断と治療を施した上で伐採の判断を行うことについてである。このたびの伐採については、樹木医等の専門家による街路樹診断に基づき伐採の判断をしたものではない。しかしながら、現状の桜は植樹後40年以上が経過しており、生育状況も悪く、落枝や腐朽も顕著に見られる。市内ではこうした所見が見られなくとも植樹後に40年から50年経過している桜が今年度も倒壊している。幸い人身事故は発生していないが、今後現状を継続すると当該箇所においても同様の事故の発生が懸念されることも考えられる。これまで市では必要に応じて樹木医診断を行っているケースもあるが、路面改修、路面拡幅、桜の育成等の状況などから、このたびは所管課の判断で伐採し適切に植え替えを行うところである。

なお、多摩市と利害関係のない樹木医とのことであるが、多摩市が発注する以上は相手方と契約を結ぶことになるので、診断や治療という業務に対して対価を支払いするという利害関係者となることは避けられないと考えている。

最後に、意見聴取アンケートの結果であるが、先ほど集合住宅Aから25件のご意見を頂戴しているとご案内した。頂戴した意見を何点かご紹介するが、桜のことだけでなく多岐にわたって意見を頂戴している。桜については、補植するのであれば再度桜を植えてほしいといったご意見が多くある。そのほか、伐採しないでほしい、治療はできないのか、移植はでき

ないのかといったご意見もあった。そのほかの樹木関係では、植え込み用地を縮小しないでほしいといったご意見もあった。そのほか、自転車のスピードが速くなり危険になるのではないかとといったご心配の意見もあった。現在集計中であるので、まとまったらまた改めて情報等々のご相談をさせていただきたいと思うのでよろしく願います。道路交通課からは以上である。

鈴木環境部長     それでは、政策提案の2番目である3つの項目について、環境部より考え方について申し上げさせていただく。

初めに、aの樹木に関する政策の公募についてである。樹木に関する政策というところでは、主に多摩市みどりの基本計画や多摩市街路樹よくなるプランにおいて方針や取り組み項目などを定めている。両計画とも策定時にはこれまでもパブリックコメントをはじめ市民懇談会、ワークショップなど多くの市民の方から意見を募集しながら進めてきた。両計画とも次の改定時においてもこれまで同様に市民の皆様方から多様な意見等をいただきつつ進めてまいりたいという考えである。

次に、bの多摩市のみどりを守る課の新設についてである。みどりを守るということでは、ご提案のとおり様々な部署が関係してくる。そのため現在でも取り組み案件ごとに必要な部署が密接な情報共有、また意見交換など、連携を図りながらこれまでも行っている。特に今現在、支障は出ていないと認識しており、引き続き、以上のような体制で進めていくのが適切であると考えている。

続いてcのみどりを守る計画には林業市として攻めの緑政策についてである。現在、市内のみどりの維持に当たっては多くの市民の皆さんに関わっていただいております、街路樹ではアダプト制度、公園ではアダプト制度に加えて公園愛護会制度、また緑地ではグリーンボランティアの方々に活動いただいている。また、公園については民間活力導入として指定管理者制度やパークPFI制度など、こういった手法を取り入れながら多摩市の貴重な財産である緑を生かしたまちづくりを今後も進めていきたいと考えている。

岩永委員長     では、これより質疑に入る。質疑はあるか。

岸田委員     道幅を広げるという説明を今聞いたが、残すクスノキがある部分は4メ

ートルにはならないという部分ではどう考えたのか、また、クスノキはいじらないということだったが、その周辺も多少根上がりをしていたので、その点どうされるのかを伺いたいと思う。

檜島道路交通課長 先ほど説明した残す予定のクスノキ3本のことである。現状で残しても4メートル確保できる部分もあるということで、残す予定ではいる。ただ、根上がり等を鑑みて、あと周辺の日照等も様子を見て、残すことが可能であれば残していこうかとは考えている。現状では一応残していく方向で検討を進めているところである。

岸田委員 改定された多摩市の街路樹よくなるプランはペDESTリアンデッキや遊歩道も対象になったと思うが、今後ペDESTリアンデッキや遊歩道は車道以上に市民にとって身近な緑というか空間だと思うので、今後のスケジュールがあれば伺いたいと思う。

檜島道路交通課長 遊歩道に関して今後の予定というご質問であるが、特段この先大きな予定等はない。ただ、今回、今ご説明もしたが、測量に入る段階等なるべく早い段階で近隣の住民の方にはお知らせするように努めている。また、設計ができた段階で今回こういったアンケート方式を取ったが、皆さんの御意見を伺いながらなるべくそれを反映した形で、よりよい街路樹環境を創出していきたいと考えている。

予定のところであるが、来年度以降、レンガ坂にユリノキが植わっているが、レンガ坂も3年度から5年度の間に改修する予定である。

岸田委員 あと1つ伺いたいと思うが、ここに書かれた提案者の方は多分街路樹よくなるプランを見て書かれたのかと思う部分であるが、市民が関与することが少なかった低木の剪定、除草などの作業への参画、アダプト制度とは異なる形での多様な主体・手法での参画について、多分ここはよくなるプランでは課題と書かれていたと思うが、これからどうしていくのかを伺いたいと思う。

檜島道路交通課長 道路の管理はアダプト制度をつくっている。これらの市民の方に参加していただいて清掃活動等をやっていただくというのは、今後も続けていこうと市では考えている。意見を反映させるようなところで提案者からもご意見があったが、よくなるプランは専門家等の意見、それからパブ

リックコメントやワークショップといったものを経て策定したものである。意見等については、ホームページ等でもご意見をいただくことは可能であるので、そういった媒体を利用してご意見等をいただければと考えている。

橋本委員 桜のことで、25件の中では桜を今後も植えてほしいという声もあったということであるが、それは市の中でも否定するべき問題ではなく、そのような可能性もあると考えていいのか。

檜島道路交通課長 25件のご意見の中には、今後も桜にしてほしいというご意見もあった。現在植えられている桜はソメイヨシノという種類である。ソメイヨシノはこういった腐朽や枝落ちに弱いような樹種でもある。こういったことに強い桜というのも改良等されており、そういった中では神代曙という桜がある。こういったものをもし今後植えていくとなれば推奨していきたいと考えている。

橋本委員 同じように自転車がスピードを出して走ると怖いというご意見があったが、この諏訪永山のふれあいの道に関して、それに対する対策はどう考えているのか。

檜島道路交通課長 自転車がスピードを出してしまうというご意見もあった。今後の設計の中の反映ということになっていくが、そういったご意見も捉えて、路面に表示をする、街路灯の位置を変えるとといったことをご相談させていただければと思っている。今回三角橋のほうに下っていくとカーブになっている。こういったところも見通しの関係に配慮して、今回の設計の中では桜を植えないような形にしている。

橋本委員 25件のご意見が寄せられて、陳情も出されているということ、それからエステートの広報誌も、12月号が出ているのかどうかかわからないが、11月号をコピーさせていただいたりすると、ある意味プラスの方向で言えば、こういうときこそきちんと説明をしてアダプト等、次の段階につなげるきっかけにもなるかと思う。コロナ禍であるから対面ではということになるケースもあるが、例えば人数を絞って広いところでやる等、これをやってここの25件になかった様々な声にも応え、そういうコミュニケーションを取るきっかけにしていくことのほうが大切ではないかと思うが、その辺の市の考えを伺いたいと思う。

檜島道路交通課長　ご質問のとおり今コロナ禍ということで今回も説明会をしないような形を取ってきたが、今後いただいた意見をもとに一度ご相談に伺わないといけないとは思っているので、こういった機会を見てアダプト制度といったこともご紹介をしていこうかと考えている。ご心配されているとおり、あまり大人数になってしまうとまた新型コロナウイルスの関係の懸念もあるので、その辺は市もなるべく足を運ぶ回数をふやすなどしてコミュニケーションを図っていきたいと考えている。

橋本委員　図面のところで、最初の写真があるところの図面でも、②の南側のところは新しくできた都営永山3-12-1団地と接しているかと思うが、ここにも車椅子に乗る人、それからこれから乗るであろう人がいるが、きれいと言われ、みんなの散歩に使われているところに今車椅子で出られない状況になっているかと思う。それはどうしてかということ、鍵がかかっている、非常事態のときは自治会の部屋に行って持ってきて開けなければ出られない。もちろんエステート永山やオーベル多摩永山の方たちも緑を見たり、車椅子での散歩等いろいろな権利があると思うが、この都営住宅の方たちには今その機会がなく、貝取の三角橋に行くときなどは大変である。このような状態で、せつかくこの遊歩道をきれいにするときに、そこを使っていたく方への道が開かれていないことに対して、市としてはどう考えておられるのかお答え願う。

佐藤都市整備部長　まさに写真2のところ、都営住宅側のところに門扉はあるがドアのような形になっていて通常鍵がかかっていることについては、どうして管理上というか、都営住宅の住民の方もこちらを通ったほうがより近くなるのということで、これまでもお声をいただいているところがある。市側からの東京都への申し入れの中でも、その件について何とかならないのかということで、今都営住宅の管理をされているところとお話しはさせていただいている。まさに公道遊歩道に面しているというところからすると、ちょっとしたお出かけなどのためにも、より利便性をというところであれば、開いていて何ら不思議がないのではないかという見方がある。まさに委員ご指摘のとおり、こういった隣接する施設、今回の道路の改修の際には、門扉のそばも草木を刈ったりするような改修工事等もあるので、タイミングとし

ではよろしいタイミングかと考えているので、引き続き東京都に、その管理についてお話しをさせていただき、また隣接の集合住宅の皆様にも状況の報告等をさせていただいて、ご意見を伺いながら進めさせていただければと考えている。

橋本委員 永山の商店街に行くのにも、車椅子の方にとってはどう行くのだろうということが日々の悩みになって、階段を上らなければいけないというような現状が出ている。せっかくこれだけこの話題になっている、そしてエステート永山の方たちも、南側は遊歩道の改修ということで関心を高めておられるが、3-12にお住いの方も北側の遊歩道という形で共有の物件だと思うので、JKKに言ってもなかなかそれは簡単なことではないというようなことも聞いているが、せっかく美しいものをみんなで利用して、しかも安全にというところで、これは政策提案者のところには書いていないが、ぜひその辺の観点を大切にさせていただきたいと申し述べたいと思う。

池田委員 この政策提案の中にも具体的な集合住宅の名前のエステート永山と書いてあるので言わせていただくが、都営住宅が建つときに、多分この住宅の方たちへの説明会もあったと思うが、この遊歩道の整備をするという話をどこまでされていたのか。確認である。

佐藤都市整備部長 都営住宅が建つということもさることながら、その際の樹木に対するお声、また街灯の明かりの照度が足りないのではないかと、隣接する、まさに今回工事箇所となっている階段の手すり、そういったところの環境整備について、併せて地域の皆様からお声をいただいていたところである。都営住宅の建設に関してはもちろん東京都で施工するが、その工事が終わった段階で市として、住宅市街地総合整備事業で国の補助等もいただきながら環境整備をしていくということで、瓜生緑地側からまさに今回の遊歩道の整備についても市側でしっかり実施させていただくのだということは、地域の皆様ともお約束をさせていただいてきたところである。

池田委員 都営住宅の説明会のときに、いやいや実は遊歩道も直してほしいのだとか、樹木もあれなのだという、住民側から意見が出たということか。

佐藤都市整備部長 住宅市街地総合整備事業については、市として諏訪永山エリアについてインフラ都市基盤の改良、改修をしていこうという、その順序、事業計画

というのがある。その中で都営住宅の建て替えに合わせるタイミングで、本件についてもその時期を逸しないタイミングでさせていただきたいというお話をさせていただいたところである。当時の地域の皆さんとのやり取りの中でもそういうお声があったことは事実であるが、お声があってそれを入れたというよりは、もともと諏訪永山のエリアについては整備計画に反映し続けてきたものだということである。

池田委員        そのときに例えば様々な、今おっしゃったように街路灯も少し暗かったというような意見があったとお聞きした。そのときに、このような桜の整理等の具体的な話はなく、突然この時点になって桜の木25本カットなのだというようなことがあったのか、それとも、その当時から桜の木も含めた整理、あるいは拡幅のこともされていたのかどうか。そのときに内容的にはどこまで話があったのか。

佐藤都市整備部長    私も当時の話し合い等に同席していた経過があるが、個別具体的に桜の木という話まではなかったかと思う。ただ、その遊歩道の桜を含めて、都営住宅側、旧西永山中学校ののり面のところに立っている樹木については、いわゆるバッファゾーンという意味合いも含めて、全てを切ってしまうのではなく、それは適切に一定のバッファゾーンが確保できるように残してほしいのだというお声をいただいていたところである。そのような中で、今回も一部密になり過ぎていて生育が悪く、かつ遊歩道側への日当たりも考慮していかなければいけないというところで、一定の樹木については刈り込み伐採等を実施させていただこうと考えている。

池田委員        政策提案者は命あるものと述べておられて、もちろんそうであるが、人がつくったものはしっかりと人の手を入れていかなければいけないと私は基本的に思っている。エステート永山の方たちには突然降って湧いた話ではなく、その当時から、桜の本数まではなかったかもしれないが、しっかりとここは整備されていくという話をわかっていたというか、予定はされていたというか、突然の話ではなかったということではよろしいか。

佐藤都市整備部長    具体の工事のイメージ図を見るというところについては、今回が初めてという形になろうかと思う。昨年実施設計に入っていくという段階でおおむねの話はさせていただいているが、具体の絵になって、ここでお声が多

くなっているというところはあるかと思う。また、ご質問の当時都営住宅を建てるのか建てないのかといったお話の中では、あちらの集合住宅の管理組合の皆様とも、街路灯の明るさの問題、手すりのさびつきといったところについて、また、根上がりについて、そういったところも併せてこの後市でやっていくことについてはご了承いただいていたというか、そのような工事をしていくことについてはご理解いただいていたものと受け止めている。

池田委員

地元であるので、私もこのことについては様々なご意見をいただいたところで、根上がりがとにかくひどくて危険だということ、あと桜の枝が折れている等、様々な声もいただいているところである。エステート永山の住民の方たちだけではなく、通る方は貝取のほうからも結構たくさんおられたと思うが、いろいろ様々なご意見、危険だというような意見もあったと思う。その辺は私のところにも来ていたが、市側にも、道路の整備をしてくれというような意見や苦情が、そこにお住まいの方たちだけではなく、そういう要望はあったのか。

檜島道路交通課長 今回アンケート調査をした中でも、先ほど少しご紹介したが、自転車の走行スピード等のご懸念をされているという方もおられた。アンケート調査はまだ全部集計し切れていないところもあるが、植え込みについて今現在よりもあまりカットしないでほしいというようなご意見、あと、のり面の樹木によって桜の生育が悪いから、今度は植えないほうがいいのかといったようなご意見もあった。引き続きご意見を伺いながらであるが、今後の対策として、まず自転車のスピード等、そういった交通全の面では、例えば路面標示をするといった対応も可能かと思っている。その辺も設計の中で、またみなさんにご協議をさせていただきながら、検討していきたいと考えている。

岩永委員長

休憩に入る前に、まだ質疑をしたままであるが、今1点目の桜の伐採のことについては質疑をいただいたが、一応政策提案として私たちが受けているものにはもう一つあり、要するに今後の多摩市の緑の推進や発展のためということもあるので、ここについても皆さんにもし確認事項があれば後ほど質疑をしていただいて、これからお昼休みの休憩に入って、その後

少し意見交換をしていただいたほうが、最後結論を出すのにいいかと思っているので、それを頭に置いていただけたらと思う。とりあえずまだ質疑は切らないでこのままにしておきたいと思う。

この際暫時休憩する。

午後 0時07分 休憩

---

午後 1時00分 再開

岩永委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

午前中に続いて日程第3の政策提案について質疑を続けたいと思う。ほかに質疑はあるか。

橋本委員 具体的な政策提案のことについてであるが、提案者の方は今日5Gのことから入られたので、この辺のことをもう少しお聞きしたかったが、一つには、樹木医のことについては市側から答弁があったが、金を払うから利害関係で、市の意向とすることを言ってもらいたいという関係で樹木医に金を払ってきたということはないのではないかと私は思うが、あくまで客観的な立場でこの木がどのくらいもつのか、どういう対応をするのが一番賢明かということ、樹木医はやるべきだと私は考えているが、その辺のところ、金を払う支払い側との関係について、市が考えている基本を教えてください。

檜島道路交通課長 提案者から、市と利害関係のない樹木医の診断をという提案があったが、過去にも樹木医の診断はやってきたところもある。ただ、私どもその際には、確かに甲乙の受ける側、発注する側ということで利害関係は生じるが、樹木医に対して、その判断をこうしてくれ、ああしてくれといったことを私たちは申し上げないので、客観的に見ていただく。それが樹木医としての当然の職務だと思う。我々はそのように考えている。

橋本委員 そのように考えると、樹木医に対して随分失礼な感覚の見方とも言えるかと思うが、最後のところで桜を一部残す等ができないか判断するということあたりがポイントなのかと一応受け止めている。それはそれで結構である。

それから、2の一番最後に、クルミ、ビワのように食用や薬用になる街路樹とあるが、私はこのことについては非常に問題があると思っている。多摩

市でも確かに公園緑地課が管理するところでは実のなるものもあると思うが、街路樹に積極的にこうした取れば食べられるものを植えてこなかったことにはそれなりの理由があるかと思う。手入れをしなければいけない、実が落ちる等々、その辺のところでは市の街路樹に対して食用ともなるものを植えていないことへの見解というか基本的な姿勢をお答えいただけたらと思う。

檜島道路交通課長 政策提案の中で、食用・薬用になる果実の植栽というご提案であったが、そういった取り組みをしている自治体は他府県にもある。事例から見ると状況では、その土地に何らかの由来がある品種を植栽されている事例が多くあるが、収益を上げている事例はほとんどないようである。これまで植えてこなかった理由であるが、管理上の一つの課題として、成育のための広い植栽スペースが必要である。冒頭のお話の中でもあったが、植栽スペースが小さいといった課題は市内の街路樹ほぼ全てにある。収穫を上げていくという観点から言うと、そういった植栽スペースの確保が必要になることが一つ。また、そこで収益を上げていくような質の高い果実、薬用植物を収穫していくとなると、農薬散布が必要になるのではないかと。農薬というと、桜で毛虫が発生したときにそういった要望があるが、通行される方への被害、沿道にお住まいの方にはアレルギーを持っている方もおられるとお伺いしている中で、農薬散布は基本的に行っていない。それから、果実が落下するといった人的・物的な被害。それから、収穫するときの交通障害というのか、収穫するときにはしごを組んだり足場を組んだりすることも必要になってくるかと思うが、そういった時の警察の道路使用の関係の問題も発生してくると思う。そういった観点から、これまでそういった取り組みはしてきていないところである。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

では、本件は政策提案であるので、桜を全部切ることをどうするのかということと、今後長期的視野に立って多摩市の緑を再構築していくためにということで幾つかの政策提案があるが、この内容について少し委員の皆さま

んで意見交換をしていただけるとありがたいが、いかがだろうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長       では、意見がないので、これをもって意見交換を終了したいと思う。  
                      これより討論に入る。意見・討論はあるか。

橋本委員         2 政策提案第 1 号 「遊歩道『諏訪永山ふれあいの道』」瓜生小北側部分  
改修方法及び多摩市の緑の今後の維持・発展の方策に関する市民政策提案。  
政策提案が今年 1 号ということで、市民の方が積極的に自分の提案をされ  
ることについては、評価できるものかと思う。ただ、今回については、どれ  
をしてもらいたいのが非常に不明確である。今日のお話だと、5 G で樹木  
を伐採することが問題であるということが言われているようなところもあ  
ったし、前段の様々な課に対する対応が憲法違反とまで記載されている。私  
は、ただ政策提案そのものについて考え、最後不採択の立場を取りたいと思  
う。

樹木医については、必要な場合は市がその方のアドバイスを得るという  
形で、それは当然あってしかるべきことだと思っている。また、今回につい  
ては老木であり、木が大変危ないということはほかの委員からも話があっ  
たが、当会派の議員にも常々寄せられていて、また根上がりなどについても  
何とかしてほしいという声もあった。そういう視点に立ち、住民の方ともう  
少し丁寧に話せば、何を取って何を残すか、また何を植え替えるかについ  
ては、私たちが一々樹木の名前やその形態まで申し上げる必要はないと思う。

それから、2 番のことであるが、今ある所管でも私は十分対応できると思  
っている。また、街路樹よくなるプランなどもあるので、そのようなものも  
参考に資すること。そして収穫できるものを公的な街路樹にすることは、大  
変慎重に進めなければいけないことだと思う。実を立派で食べられるもの  
にするためには愛でる以上の世話が必要である。私のふるさとでよく作ら  
れるリンゴやクルミが書いてあるが、これも 1 年間肥料をやり、そして剪定  
をしてやっと立派なものができるというのが現実である。プロの方が 1 年  
を通して管理するものを、花より団子という発想でいろいろとそういうも  
のをふやすということは、今後の管理費用もかかり、市の街路樹としてはふ  
さわしくないと私は考えている。以上申し上げ、不採択の討論とする。

岩永委員長       ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長       ただいまご意見を伺ったところ、不採択すべきものという意見が1名である。よってこれより2政策提案第1号「遊歩道『諏訪永山ふれあいの道』」瓜生小北側部分改修方法及び多摩市の緑の今後の維持・発展の方策に関する市民政策提案を挙手により採決する。本件は採択すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

岩永委員長       挙手なしである。よって本件は不採択すべきものと決した。

日程第4、第143号議案 多摩市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

佐藤都市整備部長 第143号議案 多摩市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

本件であるが、租税特別措置法等を改正する令和2年度の税制改正において、多摩市営住宅条例の附則の中で用いている文言の改正があったことから、この改正を反映させるものである。具体的な説明については住宅担当課長よりご説明申し上げます。

大島住宅担当課長 多摩市営住宅条例の改正内容についてご説明申し上げます。本件は、令和2年度税制改正により地方税法の中で納期限までに納付されない地方税等の延滞金の算定に当たって用いる割合の名称が「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」という文言に改正されたことなどを受けて、多摩市営住宅条例の附則の改正を行うものである。

詳細な文言については、本日はお手元にお配りしていないが、本会議でお配りしている新旧対照表でご確認いただいたとおりであるが、「特例基準割合」という文言を「延滞金特例基準割合」に改正するほか、その説明に係る文言の改正、その他軽微な文言の整理を行うというものである。また、本年9月の生活環境常任委員会の協議会の中で、延滞金の徴収に関する規定の改正を今定例会で予定しているのご報告申し上げたが、こちらの改正については現在の庁内での整理に時間を要しており、次回、令和3年第1回定例

会での上程を予定しているということで変更をさせていただきたいと思っている。

以上、多摩市営住宅条例の一部を改正する条例についての説明を終わる。よろしくご審査の上、ご承認賜るようお願い申し上げます。

岩永委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第143号議案 多摩市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の皆さんの挙手を求める。

(賛成者挙手)

岩永委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第5、第129号議案 多摩市営駐輪場の指定管理者の指定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

佐藤都市整備部長 第129号議案、多摩市営駐輪場の指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

市営駐輪場については、指定管理者により管理を行っているところである。現在の指定管理期間が令和2年度末で終わることから、次期指定管理者の選定を行ってきた。その結果、日本コンピューターダイナミクス株式会社を次期指定管理者の候補者として選定したので、同社を次期指定管理者として指定するため、多摩市公の施設の指定管理者の指定に関する条例第6条に基づき提案するものである。なお、同社は現在の多摩市営駐輪場の指定管理者として適切に管理運営を行っていただいている。詳細については担当課長からご説明させていただきます。

渡邊交通対策担当課長 多摩市営駐輪場の指定管理者の指定についてということでよろし

く願います。これについては、令和2年3月議会で今年度指定管理者制度に基づいて選定を行っていくというご報告をさせていただいたものの結果という形になる。

サイドブックに資料を入れさせていただいているので、資料1を御覧いただければと思う。まず今回の基本情報としては、市営駐輪場5か所について平成28年度から今年度の5年間を指定期間として日本コンピューターダイナミクス株式会社が管理運営を行ってきた。次の期間についても、民間事業所のノウハウを活用するため令和3年4月から令和8年3月までの5年間の期間で指定管理者制度導入をしていきたいと考えている。また、5の利用料金制の導入についてであるが、駐輪場利用に関わる利用料は指定管理者の収入として取り扱っていただく。その収入から管理経費支出を差し引いた金額の指定割合を市に納付するような内容となっている。指定割合は4割以上で協議して定めることになっているが、現5か年の間では利益の5割を市に納付をしていただいているような状況になっている。

2ページ目になる。資料の裏面に参って、7の指定管理者候補者及び8の経過及び今後の予定についてである。多摩市営駐輪場の指定管理者については、本年6月から選定の事務作業を行ってきた。選定に当たっては、まず庁内に設置した選定審査会での書類事前審査を実施し、書類の内容、ここには資格要件等も含めて、事務手続上の内容について審査をさせていただいた。また、学識経験者、公募市民で構成する選定審議委員会も設置して、こちらの選定審議委員会のほうでは、書類審査及びプレゼンテーションを経て日本コンピューターダイナミクス株式会社を令和3年4月から始まる次期指定管理者の候補者として選定していただいている。選定委員会の審査結果報告書については、資料2に入れてある通りになっている。また、同社に対して選定結果を通知し、次期指定管理者として受託していただけるかどうかその意思を確認したところ、引き受けるとの回答をいただいている。また、多摩市の公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条では、指定管理者の議決を経る前に多摩市情報公開個人情報運営審議会の意見を聞くとの規定がある。こちらについては、10月上旬に開催された同審議会に次期指定管理者について諮問し、市営駐輪場の指定管理者になる

ことについて同意をいただいたところである。その後、同条例の施行規則第10条に基づき、管理運営に必要な基本的事項を含めた仮協定を11月中旬に同社と締結した。こちらも資料としてお配りさせていただいている。

最後に、次期指定管理者の候補者である日本コンピューターダイナミクス株式会社の概要であるが、本社は品川区にある。主な業務内容としては、自転車関連のパーキングシステムをはじめ駐車場・駐輪場の管理システムの開発及び管理運営などを行っている。同社は、本市をはじめ立川市、川崎市など14の自治体の指定管理を受託しており、また民間商業施設などの駐輪場を幅広く管理運営している。多摩市内においても、市営駐輪場のほか、桜丘・永山・多摩センター各駅周辺の民間駐輪場で事業を展開している事業者である。説明については以上である。よろしくご審査のほどお願いする。

岩永委員長            これをもって説明を終わる。

                              これより質疑に入る。質疑はあるか。

岸田委員                多摩市の公契約条例では、業務委託指定管理については60歳以上適用労働者は対象外とされてきたが、駐輪場の労働者には60歳以上の方もおられることが背景にあると思われる。今後適用労働者に60歳以上も含まれる可能性についての事業者側の見解と、市のお考えについて伺いたいと思う。

櫻田総務契約課長    公契約条例ということだったので、私から説明させていただく。今回の案件である多摩市営駐輪場の指定管理の内容についてであるが、指定管理は全て公契約条例の対象案件となっている。今回本議会でも一般質問の中でお答えさせていただいたが、今お話しいただいたように公契約条例の中で工事においては業種ごとに労務報酬下限額を定めている一方、こういった指定管理や委託業務などについては、一律60歳以上を適用労働者とした場合高齢者の福祉の就労の場の確保に影響がある可能性があることから、適用労働者にかけている報酬下限額の適用を除外しているものになる。これは多摩市の特徴という形でご説明させていただいた。この内容について、ご質問があったように今回60歳以上もこれに該当するののかということになるが、今回の運営管理については、現場で駐輪場を実際に管理して働

いている方々には60歳以上の方々がおられることも事実で、このような業務の内容は、資格を保有していなくてもできる業務である場合や、労働の対価とするような業務の場合は、事業者側としては同じ賃金を払うのであれば作業効率のよい若い働き手の方々にやってもらったほうがいだろうというような傾向も見受けられ、高齢者の就労の場が失われる可能性も想定されることから、こういった公契約条例の中では、労務報酬下限額の適用を除外して広く高齢者の方も含めて雇用を促進するような形で今考えている内容になっている。今回のような場合について市側のお考えはというような話もあったが、適用労働者の範囲については、公契約審議会でも一律に適用除外とすることは今のこういった状況の場合にどうなのかというご意見も実際にいただいている。多摩市の特徴で、いいことではあるが、個別に業種ごとに定めてもいいのではないかというご意見、あとは年齢が60歳ではなく、今の時代だと例えば65歳というような形で引き上げてはどうかというご意見なども様々いただいているところであるので、市としても引き続き審議会のご意見をいただきながら検討すべきであると今は認識している。

橋本委員            いろいろなところでお願いをしている会社であるが、この会社ということではなく、市営駐輪場で最近起きた、5年間ずっと指定管理でやっておられるのでその間でもいいので、主立った事故のようなものがあればお答えいただきたいと思う。

渡邊交通対策担当課長    市営駐輪場の今回の5年間の指定管理者期間については、大きな事故やトラブルなく管理運営をしていただいている。逆に、例えば雨が降ったときに体を拭く布やビニール雨がっぱを用意していただいたり、あと駐輪場という性格であるので自転車駐輪場に空気入れや簡単にパンクが修理できるようなセットを置くという形で利用者の利便性の向上を図るような対応をしていただいている、利用者アンケート調査等ではおおむね評価を得ているような内容で管理運営をしていただいている状態である。

橋本委員            永山駅周辺の駐輪場であるが、本当は歩道を走ってくる方はスピードを上げてはならないのだが、当然走ってくると危ないときにはある意味注意をして整理をしていただく方もいて、だんだんマナーがよくなってきたと

も言われている。そういう意味では、単にただ自転車を並べているだけではなく本当に安全管理もやっていただいでいて、冬場などはコートを着たままだと入り口が狭かったりするとそこに引っかかったりすることもあり、その辺まで注意されている姿を見ると、ただ事務的にやっておられるのではないということで、これは会社の体質なのか、それとも既にほかで働いてきた方がいろいろな英知を発揮するからできるのか、先ほど60歳以上の方という話があったが、そういう意味では、今後もここに指定管理をお願いするのであれば、そういう市民とのコミュニケーションをきちんと保っていただけたところについては評価の言葉があったということもぜひ伝えていただきたいと思う。

岩永委員長           ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

岩永委員長           質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

岩永委員長           意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第129号議案 多摩市営駐輪場の指定管理者の指定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の皆さんの挙手を求める。

（賛成者挙手）

岩永委員長           挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第6、第144号議案 多摩市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第8、第145号議案 多摩市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3案を一括議題とする。

これより市側の説明を求める。

佐藤都市整備部長   それでは、第144号議案 多摩市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてから、第142号議案 多摩市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、第145号議案 多摩市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての3件を一括して説明する。

9月の生活環境常任委員会において概要を報告させていただいたとおり

であるが、本市における道路占用料については、東京都道路占用料等徴収条例に準拠をし、その額定めているところである。東京都が令和2年4月に受益者負担の適正化を図るため道路占用料を改定したことから、これに合わせて本市の道路占用料の額を改定したいとするものである。また、本市における公園や水路用地における占用料については、市内における公有財産の占用料の均衡を図るため、多摩市道路占用料等徴収条例に準じてその額を定めているところである。したがって、多摩市道路占用料等徴収条例の改正に合わせ、多摩市立公園条例及び多摩市下水道条例についても占用料等の改正を行いたいとするものである。

以上のことから、初めに道路占用料等徴収条例に係る改正部分に関して道路交通課長よりご説明をさせていただき、その後、公園緑地課長及び下水道課長より各条例の個別の改正点についてご説明をさせていただく。

檜島道路交通課長 それでは、第144号議案 多摩市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定に関して、タブレットの参考資料の令和2年第4回多摩市議会定例会提出、一部改正条例新旧対照表に基づいて説明する。

まず43ページを御覧願う。新旧対照表の右側が改正前の現行の条例である。左側が改正後の条例の案となる。改正部分については、それぞれ左右とも下線をつけている。なお、今回の改正については、都の占用料算出の基準となる固定資産税評価額が上昇したところで、平成27年4月以来6年ぶりの改定となっている。

道路占用料等徴収条例における改正点は、占用料の額の改定が12項目ある。文言修正が1か所ある。占用料については、各単価が1円から610円の範囲で増額となっている。一つ例に挙げると、この別表の、項目の1行目、第1種電柱というところがあるが、こちらについて、右側が1,480円、左側が改正後1,490円で、10円の増額である。以下については別表に記載のとおりである。

また、文言の修正についてであるが、48ページである。こちらの備考のところであるが、備考の5において、「表わす」という文言、送り仮名の「わ」を削除するものである。

なお、道路占用料における影響額については、令和元年度の実績数量で試

算した場合約68万円の増額、全体の約0.8%の増額が見込まれている。  
道路占用料等徴収条例に関わる説明は以上となる。

鈴木環境部長 続いて第142号議案 多摩市立公園条例の一部を改正する条例の制定  
についてであるが、大きく分けて2点の改正内容になっている。1点目が、  
先ほど都市整備部からご説明をさせていただいた多摩市道路占用料等徴収  
条例の一部改正と占用料の均衡を図るものとなっている。2点目が、これま  
でも生活環境常任委員会でご報告させていただいているが、多摩中央公園  
の改修工事及び改修後の管理運営についてパークPFI制度を活用する形  
での事業者の公募を予定しており、そのための建蔽率の特例措置の上乗せ  
や、利用料等の基準、専用物件の追加を行うものである。詳細については長  
谷川公園緑地課長から説明をさせていただくのでよろしく願います。

長谷川公園緑地課長 それでは、私のほうから詳細をご説明申し上げます。まず、1点目の占  
用料の改正についてである。資料の新旧対照表の35ページをお開きいた  
だければと思う。別表第2、(第7条)関係のところである。先ほどの道路  
占用料等徴収条例と同じく、第1種電柱、第3種電柱、第2種電話柱、それ  
から地下電線その他地下に設ける線類、地上に設ける変圧器、次のページに  
なるが、水道管、下水道管、ガス管、そのほか、これらに類するもののうち  
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの、それから変圧塔そ  
の他これに類するもの及び公衆電話所の7項目について、道路占用料に合  
わせて占用料を改定する。占用料の各単価の上昇額は1円から30円であ  
り、占用物件を令和元年度と同等として試算した場合、年間約1万  
1,000円の増額となる見込みである。

次に、パークPFI制度導入に伴う改正についてである。パークPFI制  
度は、事業者が運営しやすくするための環境整備として特例措置を設けて  
いる。これに伴う条例改正を今回行うものである。一つが建蔽率の特例にな  
る。こちらは34ページをお開きいただければと思う。パークPFI制度に  
より事業者が設置する公募対象公園施設、いわゆる収益施設であるが、通常  
の2%に加えて10%の上乗せが可能となり、その条項を第2条の2第  
6項として新設する。

もう一つの特例措置として、占用物件の中に新たに広告塔、看板が追加と

なる。こちらは36ページになるが、36ページの表の一番下から2番目、3番目のところである。記載のとおり新たに項目を設け、占用料は先ほどの東京都道路占用料等徴収条例に合わせて8,800円としている。

最後に、公募対象公園施設事業者が設置する収益施設の使用料の新設である。こちらはもう1ページ戻っていただいて35ページの別表第1、ページの一番上のところになるが、こちらに規定している。これまでの民間事業者ヒアリングなどを踏まえて3,600円の使用料とする。

改正内容は以上となるが、説明させていただいた部分以外にも、下線を引いた部分がある。これらはいずれも文言や言い回しの修正、あるいは新条文を加えたことによる読み替えなどの修正となるので、説明は省略させていただく。多摩市立公園条例の改正に関する説明は以上となる。

森田下水道事業管理者 先ほど佐藤都市整備部長からも説明した多摩市道路占用料の徴収条例を改定することに伴い、下水道で管理をしている水路占用料も併せて改定をするというものである。併せて法の改正に伴って文言の修正を行うところである。詳細については下水道課長からご説明申し上げる。

横堀下水道課長 それでは、下水道条例の改正であるが、改正点が大きく2つある。1点目は占用料の額の変更及び項目の追加、2点目は関連法規の改正に伴う文言の修正等になる。

まず占用料についてであるが、概略については道路交通課長より説明したとおりとなる。資料の新旧対照表の53ページを御覧願う。別表の第2、下水道条例では、第1種電柱、第3種電柱、第2種電話柱、地下電線その他地下に設ける線類、次のページとなるが、ガス管、水道管等の外形が0.1メートル以上0.15メートル未満の5項目について改定し、また新たに足場その他の工事用施設を追加している。この改定による影響額については、令和元年度の占用実績で試算した場合、ガス管の占用案件1件が該当となり、年間で100円の増額という見込みである。

次に、文言の修正について、資料の1ページ戻るが、53ページ目を御覧願う。附則8の延滞金の割合の特例について、租税特別措置法等の改正に併せ「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めるなどの文言の整理変更を行う。これは先ほどの都市計画課の市営住宅条例の改正と同様である。

下水道条例の改正に関する説明は以上となる。

岩永委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

橋本委員 第142号の公園条例の一部を改正する条例の制定。今回パークPFIということで10%、追加という形になり、既にずっとご説明いただいてきた多摩中央公園に関しては、図書館建設後の実質可能な建蔽率7.19%ということが9月議会資料にも記載されている。底地としてそれだけは可能であるということと、実際に建てていくのとはまた状況が違ってくると思うが、その辺に対する市の見解、あと形、デザインや色等、様々なもので公園とマッチするかどうかは、PFIといえども私たち市民共有の見ての感じというのがあると思うが、その辺については、市として何らかの意見を出したりできるのかどうか、その辺についてもお答え願う。

長谷川公園緑地課長 今お話のあった1点目の残りの建蔽率7.19%のところである。これを実際に条例上は最大限マックス22%まで可能とさせていただくが、こちらをそうさせていただく趣旨として、パークPFI制度は収益施設を事業者が建て、その収益をもって整備していくということで、その収益施設が非常に重要なポイントになる。そこも含めた公園整備ということで、より自由な提案をもらいたい。そのような思いからあえてハードルを低くせずに12%まで上げるというところで考えている。また、他市の先進事例等も見の中で、12%まで上げているところがほとんどであるといったところも参考にさせていただいている。また、今現在のコロナ禍の状況で、事業者の運営が大変厳しくなっているところはサウンディング調査を通じて我々実感しているところである。一般に収益施設を建てて、それを収益で回収していくというところであるが、それだけ最初の投資が大きいとなかなか回収も難しくなるので、これをマックスに使うことはまずあり得ないと想定している。

2点目の収益施設の形やデザイン等に関するところであるが、こちらは選定委員会でそこも含めて詳しく審査をしていきたいと思っている。現時点でそこに対する細かな規定といったものを設ける予定は今のところない。

橋本委員 今、多摩中央公園の11ヘクタールのそれをイメージしたことについて

お聞きして、規制はないと言いつつも、本当に市民的合意が得られるようなものを考える方向でやっていていただきたいと申し上げておく。

もう一つ、公園条例の改正であるから、当然多摩市にある全ての公園にこの条例は適用されるのではないかと思うが、その確認と、また今後面積の広いスポーツ系の公園等いろいろあるが、どのようなところを具体的に今やっていきたいと考えておられるのか、そういう場所があればお答え願う。

長谷川公園緑地課長 今回のパーク P F I の特例措置に基づく改正については、中央公園だけではなく全公園に適用するというような条項で改正を予定している。そちらの趣旨としては、今、委員が言われたとおり、ほかの公園への可能性も含めて残していきたい。今回民間活力を導入したにぎわいある公園づくりという制度であるので、そうしたところでほかの公園にも適用できるところは適用していきたいという思いがある。現時点でほかの公園でどのような想定があるのかというと、今のところまだ具体的には検討していない。ただ、言われたとおり大きなスポーツ公園、あるいは近隣公園クラスの大きな公園、鶴牧西公園等いろいろ大きい公園があるし、中には特色ある建物が建っている公園などもあるので、中央公園の結果を踏まえて、そういったところの見解は今後十分に検討していきたいと思っている。

橋本委員 最後にしたと思うが、そういう民間の知恵と力を借りて、また原資も借りてそういう物が建てられて、お客さんもたくさん来て、集客があって、そしてまちのにぎわいがという方向に行けばいいというのが私たちも願意だと思う。ただ、うまくいかないことがあり得ることも視点に入れなければいけないと思うが、一定の底地を使って建物を建てて、その後商売的にいくものがうまくいかなかったときには、どのように公園としてもう一度現況復帰、芝生だったら芝生に戻れるのか、そういう展開というのはどうなっていくのか。

長谷川公園緑地課長 今回のパーク P F I 制度であるが、20年間収益施設を設置できるような制度になっている。20年間丸々約束されるというよりは、10年ごとに更新が可能となる制度であるので、まずは10年間やっていただくということが基本になる。やるに当たっては、きちんと事業計画等をいただいた中で協定書等々を結んでやるので、基本はやってもらうというところ

が前提になるかと思っている。また、現在募集要項案を公表している中で最終的に事業者の意向あるいは経営状況等の意見も伺っているところである。当初予定していたよりコロナウイルスの影響が大きく出てきそうであるという意向はいただいている。そのため若干の特例措置というか業者が経営しやすくなるような仕組みづくりなども最終的に検討しつつ公募はかけていき、基本的にそのように途中でだめになるようなことはないようにしていきたいと思う。

岸田委員 同様に第142号議案のところで、広告塔、看板について伺いたいが、どういった事業者が看板を立てられるのか、またどういった内容を想定しているのかを伺いたいと思う。

長谷川公園緑地課長 今回広告塔、看板が占用物件に追加されたのも、パークPFIの特例措置に基づくものである。基本的に法律の決まりの中では、地域のイベントや催しを案内する地域のための看板、あるいは協賛企業の名前を載せることも可能というガイドラインが出ている。基本的には公園管理者が、今回指定管理をいただくパークPFI事業者が出していく形になるかと思っている。

岸田委員 公園ということで、市民の財産であり誰もが目に触れるものと考えたときに、看板によっては公園のイメージ等も左右されると思うので、絵柄や内容も確認して整理して行ってほしいと思う。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

では、討論・採決は一つずつやっていくのでよろしくをお願いします。

これより第144号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第144号議案 多摩市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の皆さんの挙手を求める。

(賛成者挙手)

- 岩永委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。  
これより第142号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。
- 橋本委員 第142号議案 多摩市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、可決の立場で討論する。可決という結論には至っているが、先ほどのやり取りの中でも、このパークPFIは世の中の状況がうまくいっているときには大変頼りになる部分もあるが、これからの社会情勢が混沌とする中で、私たちの公園に何かが造られて、その後本当にその運営、そして地域とのつながり、見栄えということでは、心配に類することもある。公園のPFIということで、今回については私たちの会派も可決という形を取るが、市民の皆さんの共通の財産であり、これは看板のこともそうであるが、皆が納得できるような進め方をするよう、ぜひ多摩市としても絡んでいただきたいということは強く申し上げておく。
- 岩永委員長 ほかに意見・討論はあるか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 岩永委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。  
ただいまご意見を伺ったところ、可決すべきものという意見が1名である。よって、これより第142号議案 多摩市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の皆さんの挙手を求める。  
(賛成者挙手)
- 岩永委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。  
これより第145号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 岩永委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。  
これより第145号議案 多摩市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の皆さんの挙手を求める。  
(賛成者挙手)
- 岩永委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。  
日程第9、第130号議案 多摩市立多摩中央公園内駐車場の指定管理

者の指定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

鈴木環境部長 ただいまの議題である第130号議案 多摩市立多摩中央公園内駐車場の指定管理者の指定についてであるが、令和3年12月からの多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営について、公益財団法人多摩市文化振興財団を代表団体として、ほか民間事業者団体で構成されるパルテノン多摩共同事業体を指定管理者に指定するものである。多摩市立多摩中央公園内駐車場は現在も隣接する多摩市立複合文化施設と一体的かつ効率的な管理運営を行っており、今回の指定管理者の選定についても多摩市立複合文化施設と併せて指定管理者候補者選定委員会の評価・意見をいただいたところである。なお、指定の期間については令和3年12月14日から令和9年3月31日までとなっている。本指定管理者候補者は多摩市立複合文化施設と同一の事業者としているため、詳細については多摩市立複合文化施設を所管するくらしと文化部からさせていただく。

宮崎文化施策担当課長 それでは、多摩中央公園内駐車場の指定管理の指定について、経過から説明させていただく。多摩中央公園内駐車場は、従来から多摩市立複合文化施設の指定管理者がパルテノン多摩と一体として指定管理者になっていた。平成31年1月の子ども教育常任委員会の勉強会では、パルテノン多摩のリニューアル後の管理は多摩市文化振興財団と民間事業者の共同事業体で担うものとした基本的な考え方を報告している。

これらを前提とした中で、まず案件9の資料の1ページ目を御覧願う。パルテノン多摩共同事業体を特命団体として、本年9月16日に多摩市立複合文化施設等指定管理者選定委員会を開催し審査を行った。資料の中ほど、9月16日のところを御覧願う。市としては、9月28日に報告書を受理し、翌29日に指定管理者候補者として決定をした。その後、11月30日に仮契約の締結を行った。今後については、今議会で議決がえられたら、年が明けて1月中旬に市と共同事業体の間で基本協定を締結し、まさにちょうど1年後、令和3年12月14日から指定管理による業務が開始される。

次に、審査の内容について説明をする。審査結果報告書の2ページを御覧願う。2ページの中段の総括というところを御覧いただきたいと思う。委員

会からは、基本的な管理基準を満たしていると評価された。一方で、大きく3点の指摘事項があった。こちらは駐車場とは直接関連はないが、指定管理ということで説明する。

まず、1点目であるが、共同事業体となった強みが十分に生かされる表現とされなかったというところ、2点目が、収益向上や経費節減等の方策に係る具体的な提案が十分とは言えなかったこと、そして3点目、目標数値の根拠や達成に向けた具体的施策の提示が十分ではないと、この3点が委員会から指摘事項としてあった。今回このような評価であった理由としては、まず特命であるため、委員の方には事務局から公募者としての適否ではなく課題抽出や改善点などを指摘することと説明を受けた結果で、そこが一番大きなところだと考えている。また、実際に共同事業体を組んだのが今年の4月であり、コロナ禍の中、引っ越しなどもあり、提案書を作成する時間的な制約などもあったかと思っている。市としても、指定管理者候補者として決定した後、委員会の評価を受けて、共同事業体に対して実現に向けたより具体的なものを求めている。そこで共同事業体からは、今後30年間継続して利用できる施設を実現するためにとした追加の資料を11月20日に提出していただいたところである。

資料の2を御覧願う。トータルの18ページ目のところが資料の2という形になっている。こちらでは、はじめにがあり、その次に2という見出しがあるが、2では財団単独から共同事業体へとして、構成団体の強みの融合について言及している。

一枚めくっていただきたいが、またその次のページでは、組織体制面、広報・営業面、事業面、施設運営面の具体的な提案がなされている。こちらの作成に当たっては、市から実際にその審査会のときに表現が足りなかった部分についてさらなる提案をしていただくようにしながら、市と共同事業体でやり取りをしながら作成をいただいたという形である。詳細については割愛させていただくが、この資料については、選定委員会からは高評価をいただいているところである。雑駁であるが、説明は以上である。

岩永委員長

これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

橋本委員 第130号議案は、具体的には東西にある駐車場のことになってくるかと思うが、共同の今までのところに新しいところが加わったこの中でできるのか、それとも今までと全く変わった駐車場管理方法を取られるのか、今まではT社というところでやって、多摩センター全体の料金体系も同じにやってきたのだが、その辺のところを確認してほしい。

宮崎文化施策担当課長 実際の東西駐車場の管理運営という形であるが、こちらは今までと同じような形で役割分担という形なのだが、管理をパルテノン多摩共同事業体が行って、運営を委託業者が行うという形になっている。こちらは提案の中でもそういった形で表現されている。管理を共同事業体が直接やる場所については、建物の維持管理、それから消防及び電気設備の維持管理、清掃等という形になっている。運営は業務委託という形で共同事業体が委託をして、民間の業者が料金の徴収、利用案内、問い合わせ対応等を行うという形でやることになるかと思う。

橋本委員 念押しになるが、要するに周りのココリア等、様々な商業施設などを利用したときと時間的なサービス料金は全部同じ方向で実際に来年の12月から運営されると受け止めてよろしいか。

長谷川公園緑地課長 委員言われるとおり、周りの共同利用の駐車場と同一料金、同一サービス時間で運営させていただくことになる。それに伴って必要な条例改正等々は、リニューアルオープンに向けて、またさせていただきたいと思っている。

橋本委員 今いわゆる工事現場になって周りを囲まれている。この間一般質問のときにキースヘリングのことを委員長も言われていたが、そのような中で、駐車場のその次に階段があり大変暗かったが、ここ1か月ほど電気がついていて、下の面からパルテノンの2階面の工事で囲ったところまで上がっていく階段があるが、そこが明るくなって防犯上大変いいかと思った。あそこを一周してみても、防犯上は少し工事中であっても明るく、明るいのは工事現場に何かサインがあり、グリーンライブセンターに行くところも明るいわけであるが、一定落合方面に行く方たちなども通っていくので、その辺のところでは市も金も出しているのであるから、やはり工事期間中といえどもあの辺の防犯対策にぜひ目配りをしていただきたいと思います。1点だけそ

の階段にライトがついて明るくなったということは、どなたの配慮かわからないが大変安全対策が取られたと思っているが、まだまだ不十分な部分があるかと思っている。ぜひ前向きに検討して、実際に対応していただきたいと思う。

宮崎文化施策担当課長 防犯上の配慮ということで、今夜間の工事等もあり、その関係で明かりを当てたという部分もあるかと思う。防犯上の配慮という点では、工事事業者と確認してみたい。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第130号議案 多摩市立多摩中央公園内駐車場の指定管理者の指定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の皆さんの挙手を求める。

(賛成者挙手)

岩永委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第10、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は、別紙のとおり申し出ることにしたと思う。これにご異議ないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

この際暫時休憩する。

午後 2時06分 休憩

---

(協 議 会)

岩永委員長 ここで協議会に切り替える。

では、協議会1番から順に進めていく。まず1番、連光寺複合館大規模改修における多摩市立連光寺老人福祉館の廃止に伴う条例改正について、市

側の説明を求める。

須田くらしと文化部長 本件については、現在実施設計を進めている連光寺複合施設の大規模改修に伴って連光寺老人福祉館を廃止することになるので、来年の3月議会において多摩市立老人福祉館条例から連光寺老人福祉館を削除する旨の条例改正を上程する予定である。そういったことについてご説明を申し上げるものである。詳細は齋藤コミュニティ・生活課長から説明する。

齋藤コミュニティ・生活課長 私から、ただいまあった連光寺複合館の条例改正について説明したいと思う。

まず協議会1の連光寺複合館大規模改修における多摩市立連光寺老人福祉館の廃止に伴う条例改正についての資料を御覧いただきたいと思う。

この件については、連光寺複合館の大規模改修に伴って連光寺老人福祉館を廃止することを条例で定めていきたいと思っているものである。こちらの資料のスケジュールの中にあるが、先に令和3年5月・6月のところからの話になるが、令和3年度予算としてお認めいただいた後、スケジュールの6月にあるように改修工事の契約を上程させていただきたいと思っており、この改修工事契約に基づいて8月から工事に着工する予定である。この前提でいったところ、現在の連光寺複合館については6月までの開館を予定しているものである。この6月まで開館するので、その前の議会の令和3年3月議会で多摩市立老人福祉館条例の改正を行いたいと考えているものである。

なお、こちらの事業スケジュールの令和4年度6月のところにも記載しているが、連光寺老人福祉館については、建設に際して東京都を通じて交付金の交付があった。この交付に伴って財産処分の申請が必要であり、併せて場合によっては補助金の返還も発生してくる可能性がある。今現在この財産処分の承認申請の手續及び補助金の返還がどうなるのかを確認しているところであるので、また明らかになったところでご報告をさせていただきたいと思っている。

最後に、令和4年度9月のところであるが、老人福祉館を廃止した後、令和4年度9月にコミュニティ会館としてリニューアルオープンをさせていただく予定である。このリニューアルオープンに際しては、今度多摩市立コ

コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の設置及び管理運営に関する条例に記載させていただくことになるので、また令和3年度中にこのような形でご説明をさせていただき、条例改正をご報告させていただきたいと思っている。

岩永委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、2番、第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画策定に向けた検討状況について、市側の説明を求める。

須田くらしと文化部長 本件は、昨年度から本年度にかけて策定を進めている第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画について、その進捗状況をご説明申し上げるものである。詳細は河島平和・人権課長から説明する。

河島平和・人権課長 9月にもご報告したとおり、現在第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画の策定に向けた検討を進めている。7月20日付で決定した策定方針、7月21・22日に開催した市民ワークショップ、8月3日開催の男女平等参画推進審議会、8月18日開催の行動計画推進会議で検討した基本計画をベースに課題と施策を設定し、現在は具体の事業を精査しているところである。9月に基本計画について説明させていただいているが、おさらいをしつつ、本日は基本目標にひもづく課題と施策について主に説明し、今後の予定をお知らせしたいと思っている。

計画の体系案を御覧願う。行動計画の策定方針の内容を基本とし、多摩市女と男の平等参画を推進する条例第3条の基本理念や第2章の基本的施策等に対応させ、国や東京都、他自治体の計画の内容も参考にしている。基本目標は、今後10年間における市の状況や社会情勢の変化を想定し、今後具体的に検討して進めていく課題や施策といった計画の体系の方向性を示すものということは、前回でも報告したとおりとなる。

では、基本目標に沿って説明する。まず性別にとられない誰もが暮らしやすいまちの実現である。条例第1条の目的、すべての人にとって住みやすく暮らしやすい男女平等参画社会を実現するの趣旨を反映させた表現である。課題のジェンダー平等意識の醸成については、SDGsの目標、ジェン

ダー平等を実現しようへ対応している。機運をつくり出していくという意味で「醸成」という言葉を使用している。施策では、多様な性と生を尊重する意識啓発と情報提供を新たに位置づけている。困難な状況に置かれている方への支援にひもづく施策については、性的指向・性自認に関する課題を抱えている当事者等への支援を新たに位置づけた。

続いてワーク・ライフ・バランスとあらゆる分野における女性の活躍推進である。この基本目標にひもづく課題と施策のすべてを女性活躍推進法に基づく市町村推進計画として新たに位置づける。ワーク・ライフ・バランスの推進は、現行計画でも3つの重点課題の1つとして位置づけている。市民意識及び実態調査からもワーク・ライフ・バランスはいまだ実現できているとは言いがたい結果である。家事、子育て、介護へ男女が共に参画することを促し、一層ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進していく姿勢を示していくこととしている。

政策方針決定過程における女性の参画促進は、ジェンダーギャップ指数第121位という順位、市民意識、実態調査結果から依然として多くの場面で男性優位という状況であることから、女性の参画促進とした。地域活動・防災対策における女性の参画促進については、現行計画では施策の一つとして位置づけていたが、策定方針主な視点に記載の激甚化する災害に対応し、第4次行動計画では課題として位置づけた。

次は、人権尊重とあらゆる暴力の根絶である。配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援については、DV防止法の市町村基本計画として現行計画から継続して位置づけていく。性に関するハラスメントやストーカー、性暴力の防止については、社会情勢を踏まえ、課題として位置づけ、特に若い世代を対象に啓発等を進めていきたいと考えている。生涯を通じた健康支援については、現行計画では女性に限定していたが、今回の計画では性別に特化せず、ジェンダーや年代に応じた健康支援とした。また、リプロダクティブ・ヘルス&ライツ、性と生殖に関する健康と権利はすべての人が体、性について正しい知識を持ち、生涯にわたって自分の体と性に関するすべてのことが自己決定できる権利のことである。このリプロダクティブ・ヘルス&ライツの意識の浸透を図るための施策を盛り込んでいきたいと考えてい

る。

次、男女平等参画社会の実現に向けた総合的な計画の推進である。現行計画に引き続き庁内組織が一体となって取り組みを強化し施策の実現を図るとともに、施策展開の拠点であるTAMA女性センターの機能充実等、総合的に取り組みを推進していくものとする。

最後に、今後の予定であるが、現在庁内各課等への調査ヒアリングを踏まえ、この体系案をベースに個別の事業を当てはめるなどで素案を作成しているところである。この素案により1月下旬から2月上旬にパブリックコメントを実施する予定となっている。

岩永委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、協議会の3番、東京都策定の都市計画案に関する都市計画手続についてから協議会の6番目、多摩都市計画道路の変更についての4件について都市計画課長から説明いただきたいと思う。

飯島都市計画課長 それでは、早速であるが、協議会の3つ目、東京都策定の都市計画案に関する都市計画手続きについてご説明をさせていただく。資料を開けていただければと思う。

都市計画区域マスタープラン、正式に申し上げると都市計画区域の整備、開発及び保全の方針で、都市計画法の規定に基づいて都道府県が広域的見地から都市計画の基本を定めるものである。また、都市再開発の方針については、市街化区域における市街地の再開発に関する各施策を長期的かつ総合的な観点から体系づけた都市計画のマスタープラン、こちらもまた都道府県が定めるものである。本2件については、5月末に東京都から素案等が公表されており、6月のこちらの協議会でご報告をさせていただいている。ただ、改定案が11月25日に公表されているのでご報告させていただくものである。

なお、本2件の都市計画変更案については、12月2日から16日の間、縦覧と意見照会が行われており、東京都からの依頼に基づき12月5日号のたま広報で周知をさせていただいている。

それから、東京都から都市計画法第18条に基づく意見照会があったので、今後12月25日に開催を予定している都市計画審議会でご意見を伺い、年明け1月12日までには東京都に対して意見回答をさせていただきたいと思っている。計画案の内容については、資料をおつけしているので後ほど御覧いただければと思う。本年6月に報告させていただいたところから変更されている主なところであるが、新型コロナウイルス感染症に伴う社会状況の変化を踏まえた考え方の部分であり、多摩市の拠点の部分等について関係する部分の表記の変更はない。なお、変更部分については、新型コロナウイルス感染症の関係に係る社会状況の変化を踏まえた考え方のところであるが、特に我々市町村に協議等はいただいております、東京都のお考えで変更されている状況である。

続いて生産緑地地区の都市計画変更についてを開けていただければと思う。今年度行った生産緑地地区の都市計画変更についてご報告させていただく。まず資料の頭の変更概要(1)のところであるが、生産緑地地区の地区数及び面積で、今回の変更によって生産緑地地区の件数は多摩市全体で5地区減少、138地区から133地区となり、生産緑地地区の総面積は約27.32ヘクタールから約26.76ヘクタールになるものである。

(2)の削除を行う位置のところであるが、こちらについては7件、地区の一部または全部の合計約7,230平米を削除するものである。内訳としては、地区番号61番を除いて主たる従事者の方がお亡くなりになった、または故障されてしまったというものであり、地区番号61については公共施設等ということで市の道路を設置したことによる削除である。

3つ目の変更概要(3)追加を行う位置であるが、地区番号151、約90平米が追加となっている。なお、ここには記載していないものがあり、地籍調査による面積精査による面積増、これ5地区1,550平米あるが、こちらは生産緑地の位置及び区域に係る都市計画変更の対象とはならないので、こちらには記載していない。ただ、こういうものも含めて一番最初に申し上げた面積の変更となる。また、細かい位置については、後ろのほうの地図で丸で大きく囲っているので、後ほどご確認いただければと存ずる。

続いて協議会5、特定生産緑地の指定についての資料をお開けいただけ

ればと思う。こちらは今回多摩市内の生産緑地を特定生産緑地に指定したのでご報告させていただく。

本件については、昨年度から折に触れて報告させていただき、6月の協議会でもご報告をさせていただいている。簡単におさらいさせていただくと、1、特定生産緑地の指定についてであるが、生産緑地は、都市計画決定をしたことを告示した日から起算して30年経過する日以降、所有者がいつでも市町村長に対して買い取り申し出ができることになる。このことに対して市町村長は、平成30年4月の生産緑地法の改正施行後、所有者をはじめとする農地等利害関係人の皆さんの同意を得て、生産緑地を特定生産緑地に指定することにより、所有者が買い取り申し出できる時期を申し出基準日から10年間延長することができるようになった。

次に、2の令和2年度に特定生産緑地に指定する生産緑地についてであるが、本市では今回初めての特定生産緑地の指定となる。今年度は平成4年度に指定した生産緑地を対象にし、そして来年度は平成4年度及び5年度に指定したものを対象とする。それ以降、平成5年度以降に指定した生産緑地を順次指定していくことになる。

右のページに行ってください、これまでの経過についてである。昨年度から手続に関わる説明会の実施、全所有者の皆さんへのお知らせの送付等、私どもとしては丁寧にご説明をし、農業委員会にもご協力いただきながら周知を徹底してきた。本年から申請を受け付け、農業委員会への肥培管理の確認、また都市計画審議会への意見聴取等を経て、ここで指定公示をしたものである。

次に、4、令和2年度の特定生産緑地の指定についてであるが、申請者数では今回指定の対象者が91名、内68名の方々からご申請をいただいている。割合でいくと75%となる。また、面積からいくと今回指定の対象が約22ヘクタール、申請いただいた面積は約17ヘクタールで、割合でいくと約77%となる。

なお、今回申請いただいた生産緑地については、指定要件等を確認させていただいた結果、すべて指定させていただいている。

また、今後の予定であるが、来年1月以降、先ほど申し上げたとおり平成

4年度及び5年度指定の生産緑地について指定申請を受け付ける予定となっている。

最後になるが、多摩都市計画道路の変更についての資料をお開けいただきたいと思う。南多摩尾根幹線の進捗ということで、こちらもまた折に触れて情報提供させていただいているが、このたび12月2日から16日までの間、東京都が都市計画変更案を縦覧しているので、ご報告をさせていただく。

なお、この2のところに書いてあるが、都市計画変更の主な点としては2点となる。1点目は、掘割構造を平面構造に変更すること。そして、2枚目の資料になるが、図面のトンネル構造区間を連光寺・若葉台里山保全地域内の湿地の真下の計画から、湿地の南側を通るルート、B案に変更するということである。

また、これまでの経過と今後の予定ということで、右側の図を御覧いただきたいと思う。左のオレンジの破線の中が都市計画の流れ、右の薄緑の破線内が環境影響評価の流れとなっている。いずれも真ん中の赤字に白抜きのところになっているが、これは現在のところであり、今年度中に東京都としては都市計画変更、今後説明会や都市計画事業認可等を予定しており、工事着手に向けて準備を進めていると伺っている。

最後の資料であるが、今回の都市計画変更案について、東京都が9月にオープンハウスを実施されている。この状況であるが、日曜日の開催でもあったが、今回の都市計画変更区域は稲城市域がほとんどであるかと思うが、稲城市での来場者の方々が多かった状況であった。

岩永委員長 市側の説明は終わった。

では、1件ずつ質疑を受け付けていきたいと思うが、まず東京都策定の都市計画案に関する都市計画手続きについて質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。

では、4番目、生産緑地地区の都市計画変更について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。

では、5番目、特定生産緑地の指定について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。

6番目、多摩都市計画道路の変更について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。以上4件についてはこれで終わる。

続いて7番目、多摩ニュータウン再生の進捗状況について、それから8番目、都営住宅建替えの進捗状況について、市側の説明を求める。

星野ニュータウン再生担当課長 それでは、協議会案件7、多摩ニュータウン再生の進捗状況について及び協議会案件8、都営住宅建替えの進捗状況について、一括してご報告を申し上げます。

まずニュータウン再生についてである。10月26日の月曜日、今年度第1回の多摩市ニュータウン再生推進会議を開催した。今期で3期目を迎え、1回目の会議ということで委員長の選任等につき、議事として1、これまでの経緯と今年度の進め方、2、新たな検討テーマとして南多摩尾根幹線沿道土地利用方針の検討、3、リーディングプロジェクトの進捗の共有、4、シンポジウムについての4つの議題について検討、意見交換、情報共有を行った。

今期のメインテーマである南多摩尾根幹線沿道の土地利用については、上位計画におけるにぎわいと雇用を創出する業務商業用途への土地利用を図り、多摩ニュータウンの魅力の向上、イノベーションの創出といった方向性の確認を行った。また、尾根幹線沿道の課題と魅力、導入機能の方向性、エリア特性の整備を行い、諏訪・永山地区を先行地区とした機能導入のイメージといった事務局案についてのご意見をいただいた。次回以降、検討の深度化を図っていく。

今期のもう一つの検討テーマである愛宕・貝取・豊ヶ丘地区等まちづくり計画の策定については、第2回会議で検討に関する事務局からのたたき案をお示しする予定である。

今後の予定であるが、第2回の再生推進会議については年明けの1月25日の月曜日に開催を予定している。コロナウイルスの感染症状況も踏

まえ、ウェブ方式でのオンライン会議での開催も視野に入れて調整をしているところである。

次に、ニュータウン再生シンポジウムについては、南多摩尾根幹線土地利用方針の検討を念頭に、2月にオンラインでの開催に向けて調整中である。また、従来のシンポジウムで行っていた提案カードに代えて、市民をはじめ多くの方々に尾根幹線沿道周辺の将来像をどのように描かれるか、今後の検討の参考とすべく、土地利用についてのアイデアを12月20日号のたま広報及び市の公式ホームページで事前に募集し、当日代表的なアイデア・ご意見を紹介していく予定である。

続いて都営住宅建替えの進捗状況についてである。前回9月の常任委員会での報告から進捗があった部分についてご説明を申し上げる。

2の諏訪団地4-1についてであるが、第二期工事が当初予定の令和2年度着工予定からスケジュールの精査により令和3年度に予定が変更されているところである。

次に、4の中沢一丁目団地であるが、今後の移転に向け、11月24日に移転対象世帯へお知らせが配付された。その後、12月8日に移転に関する資料送付が行われ、12月23日に質問会が開催されるとのことである。

最後に、和田・東寺方団地についてであるが、基本設計業務を開始し、令和3年8月完了見込みと伺っている。

以上、ニュータウン再生の進捗状況及び都営住宅建替え事業の進捗についてのご報告となる。

岩永委員長

市側の説明は終わった。

それでは、7番目、多摩ニュータウン再生の進捗状況について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長

質疑なしと認める。

では、8番目、都営住宅建替えの進捗状況について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長

質疑なしと認める。では、7番、8番についてはこれで終わる。

では、引き続き9番、レンガ坂の改修に関するオープンハウスの開催結果

についてから11番、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用許可の緩和の延長についての3件について市側の説明を求める。

檜島道路交通課長 それでは、協議会案件9番、レンガ坂の改修に関するオープンハウスの開催結果についてである。本年9月の生活環境常任委員会においてもレンガ坂の改修に関するオープンハウス形式の説明の実施、それから近隣の商業施設での利用者アンケートを行うことをご案内させていただいた。オープンハウスによる説明については10月24日に実施し、商業施設でのアンケート調査については10月5日から11月1日まで実施したところである。その開催結果についてご報告する。

当日は、現地においてレンガ坂の概要、それから現状の問題点、改修方針等について幅広く意見を伺うことを目的に実施したところである。その中で、現在植えられているユリノキを将来更新した場合に植え替える樹種についてのご意見というところである。アンケートとして、紅葉が楽しめる樹木、一年中緑が楽しめる樹木、花が咲く樹木、こういった3点を中心に意見をお伺いしたところ、最も多い意見として紅葉が楽しめる樹木ということで、全体の約45%の方が、紅葉が楽しめる樹木をご希望されているという結果である。そのほかに改修方針に対する主な意見も伺っている。舗装が雨の日や雪の日に滑りやすい、ユリノキは枝葉が落ちやすい、危険であれば更新してほしい、自転車と人の交錯が危ない、自転車道を造ってほしいといったご意見があった。

次に、今回お示しした整備案であるが、2ページ目にある。こちらについては平成30年度に実施した利用者へのアンケート調査を参考にして、図にあるとおり両側に歩道、中央部に自転車道を配置し、自転車と歩行者を分離して交通の安全と円滑化を図る内容にした。ユリノキについてはすべて更新して、市民意見等を踏まえて紅葉が楽しめる樹木に更新していく予定である。それから、この計画案であるが、商業施設側の休憩スペースが設けられているが、将来的にはキッチンカーなどが利用できるような電源等も整備していく計画である。改修工事については令和3～4年度に実施する予定である。レンガ坂についての説明は以上である。

続いて協議会案件10番、多摩市橋梁長寿命化修繕計画の改定についてである。

まず改定の経緯である。平成24年6月に既に策定されている多摩市橋梁長寿命化修繕計画が、その後の笹子トンネルの事故、国においてインフラ長寿命化基本計画が策定されたこと、道路法等の改正により定期点検が法定化されたこと、こういったことで橋梁を社会情勢の変化、また既存の計画策定後に定期点検が一巡したところで、法令等との整合、それから点検結果から、より実態に即したものへの見直しを行っていかうということで策定をしているところである。

資料の1ページ目の中段、四角で囲った部分であるが、計画改定のポイント、5点掲げている。今回の改訂のポイントの1つ目が、既存の計画で対象としていた橋梁は113橋であったが、今回の改定では176橋で、道路交通課で所管している橋梁すべてを対象としている。それから、改定のポイントの2点目として、道路法に基づく健全性区分を管理指標としていく。3点目として、道路法に基づく健全性区分を第一と踏まえつつ、補助金等の財源確保ができるよう本計画の整合を図っていく。改定のポイントの4点目として、単価契約による措置の位置づけを明確にしている。5点目として、最新の定期点検結果や補修実績等を踏まえた計画としていく。

それから、中央の少し下の部分、「補足」と書いている。この補足として、道路法による健全性区分を表にしている。点検結果を4段階の健全性に分類しており、Ⅰが健全、Ⅱが予防保全段階、Ⅲが早期措置段階、Ⅳが緊急措置段階、こういった仕分を点検結果からしている。

下の2番目の既存の計画の課題と改定の効果である。4点あるが、1番目をご紹介させていただく。橋梁の特性を踏まえた、メリハリある管理を行う必要があるという課題が既存の計画ではあった。この辺、予防保全型管理によるLCCの縮減と予算の平準化を図っていくというところを既存の計画でもうたっているが、ここのところについては本改定と同様の考え方で継続していきたいと考えている。

右側にグラフがあるが、本計画によってLCCの縮減と予算の平準化を図っていく、こういったことで事後保全の管理と比べて50年間で約

238億円の縮減が見込まれるという試算をしている。

2ページ目に移る。2ページ目の中段の3番のところであるが、新たな計画の基本方針である。(1)の本計画の改定に当たって、既存の計画での課題に対する改善目的、改善方法を、右側の図のように整理している。既存計画の課題として挙げたのは、診断精度にばらつきがあること、橋梁の特性や補修履歴に応じた管理が必要であること、予防保全が進捗しづらいこと、4点目として周辺事業と連携して柔軟な運用を行っていく必要があることを挙げている。これらの課題を改善していく改善目的として、診断精度の向上をさせること、安全性と予防保全の両立をさせること、それから計画の柔軟な運用による予算の確保をすることを挙げており、最後に改善方策として、対策区分の判定を導入すること、単価契約の位置づけの明確化をすること、それから計画を運用する上でのシステムの構築を行うこと、こういったことを改善方策として掲げている。

続いて(2)の基本理念と基本方針のところであるが、基本理念としては2点挙げている。1つ目として、道路法に基づく健全性を把握して必要な措置を計画的に講ずること、2点目の基本理念としてPDCAサイクルによるコスト縮減と平準化を図ることとしている。基本理念に基づいて本改定での基本方針として下のほうに3つ掲げている。基本方針の1つ目であるが、現在5年間の包括委託で点検を実施しているが、当委託を継続的に実施することで修繕計画と必要な補修の課題を改善させていく。2点目の基本方針として、不具合箇所の早期回復を優先しつつ、予防保全も着実に推進していく。3点目として、ほかの事業との関係性を考慮して必要な対策を効率よく推進していく。こういったことを基本方針として挙げている。

3ページ目に移るが、新たな措置方針の考え方を図示している。左上のフローチャートであるが、診断結果を対策区分で仕分けした内容に分類して緊急措置するもの、単価契約により措置するもの、詳細設計を行って措置するもの、こういった分類をしていく。このフローチャートに記載のある対策区分と健全性の区分については、その下の中央の表のように分類をしている。

3ページの中央の表であるが、この表の右側の健全性区分Ⅰ～Ⅳについ

てであるが、こちらは診断結果から分類していく。例えば健全性区分Ⅱの予防保全段階に分類されている橋梁については、左側の対策区分MかC1に分類され、単価契約で措置できるものをM区分に分類し、補修設計等が必要なものをC1に分類する、こういったものである。この対策区分が本改定により新規導入する部分である。

3ページの下の方の表であるが、昨年度に実施した診断結果をもとに健全区分を分類して、予防保全と事後保全にグループ分けしている。今年度当初健全性区分Ⅲに分類した早期に措置を講ずべき状態の橋梁が58橋あった。こちらについては既に43橋について修繕が終わっているところである。

4ページ目であるが、対策の優先順位の考え方をフローチャートで明確にしたものである。基本的には健全性が低下している橋梁から優先的に対策を講じていくが、健全性が同程度である場合は橋梁の重要性等を鑑みて補修を実施していく。

最後に、今後のスケジュールであるが、素案について庁内各課で意見照会をしており、意見を聴取したところである。各課からの意見を踏まえて原案を作成し、来年2月には庁内稟議を経て決定した後、改めて3月議会の生活環境常任委員会へ報告し、3月末頃に公表したいと考えている。

橋梁長寿命化修繕計画については以上である。

続いて協議会案件11番、新型コロナウイルス感染症の影響対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用許可の緩和の延長についてである。

前回の9月の常任委員会でも報告しているが、国や東京都、それから本市では、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止や経済的な影響を受ける飲食店等を支援するため、沿道飲食店等の路上利用に関わる道路占用許可の緩和を実施しているところである。この施策については、従来路上での飲食店営業を認めていなかったものを、一定の通行空間を確保することなどを前提に、密の防止のためであれば路上におけるテラス営業を緊急措置として認めるというものである。本市においては、令和2年9月1日に道路占用許可の緩和基準を制定し、令和2年11月30日までの時限的措置として実

施してきたところである。今回の新型コロナウイルス感染症の状況や国等の動向を鑑み、道路占用許可の緩和を令和3年3月31日まで延長することとし、今後も新型コロナウイルス感染症の拡大防止と地元飲食店等への支援を実施してまいりたい所存である。

なお、資料の実施の概要のところであるが、制度の内容、それから実施体制をお示ししているが、変更点については表中に赤字で表記した占用期間のところだけとなっている。

また、今後については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、関係各所と調整して再度の延期等を検討していきたいと考えている。

岩永委員長       では、9番目、レンガ坂の改修に関するオープンハウスの開催結果について質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

岩永委員長       質疑なしと認める。

では、続いて10番目、多摩市橋梁長寿命化修繕計画の改定について質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

岩永委員長       質疑なしと認める。

では、最後の11番、新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用許可の緩和の延長について質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

岩永委員長       質疑なしと認める。以上3件についてはこれで終了する。

では、都市整備部の最後の案件、12番目、令和3年度からの放置自転車等対策業務見直しについて、市側の説明を求める。

渡邊交通対策担当課長   協議会12番目になるが、令和3年度からの放置自転車等対策業務見直しについてご報告をさせていただく。

サイドブックス12番の資料をお開きいただければと思う。こちらについて、今現在であるが、年間約2,000台の自転車等の撤去、それから各駅前のパトロール等々含めて5,000万円を超える予算を投じている。近年はそこにお示ししているとおり平日の日中のみの撤去からやらせていた

いただいたところであるが、議会からのご要望、庁内でもしっかり検討させていただいて駅前の放置自転車対策をより一層進めるべきということで、平成30年には土曜日の日中の撤去をスタートさせ、その翌年、令和元年度には平日・日曜・祝日の夜間撤去も始めたところである。

ただ、1回当たりの撤去台数が平成27年度でその表中にあるように一番左、1回撤去に向かうと大体8.5台ほど平均でトラックに積んで帰ってきているが、駅前利用者の方たちにも周知していただいて、認知もしていただいて、また放置自転車対策ということでご理解もいただいて、放置自転車の台数も一旦右肩下がりになっていた。曜日を少しふやした関係でどうしても平成31年度、令和元年度は少し右肩一回上がっているが、そうはいっても一回のトラックに積んでくる台数が今3.8台ということで半分以下に落ちてきているような状況になっている。

これを受けて、やはり高額の予算を投じているところ、それから保管所に取りに来る方たちの状況なども踏まえ、2番の見直しの内容で5項目ほど挙げさせていただいている。放置自転車の整理指導及び撤去作業の補助業務の実施回数、実施時間の見直し、2番目が撤去作業業務の実施回数、実施時間の見直し、3番目が保管所の開所日、開所時間の見直し、4番目が処分自転車等の運搬の実施回数の見直し、それから連絡業務の廃止をテーマとして検討した。

2ページ目に具体的に入れさせていただいている。(1) 放置自転車等整理指導及び撤去作業補助業務であるが、今現在1年間一駅当たり156回、時間にして午前から午後にかけて6時間、午後の2時間、合計8時間やる時はやっているのだが、ここの回数を105回に減らす、時間も午前の2時間、午前から午後にかけての2時間、午後の2時間という形で効果的に効率的にしっかり指導を入れようということで、回数を減らしなおかつ指導業務の実施時間を総体的に8時間から6時間に減らして効率的に行っていくという形で見直しをかけていきたいと考えている。

(2) は自転車等撤去作業業務の関係であるが、こちらも年間一駅当たり156回やっているのを105回に減らしていく。実施時間の見直しも、今までは桜ヶ丘だと1回当たり3時間、午前、午後、夜間という形で合計9時

間である。その他のところでは11時間ほどかけていたが、これ一日というより、ある日は午前、ある日は午後、ある日は夜間という形であるが、そのような形でやっているものを、こちらでもやはりピンポイントでしっかりやっていったほうがいいだろうということで、どの駅でも一回の作業あたりは2時間半ぐらいでしっかり効率的に有効的に作用する時間でやっていきたいということで、全部で7.5時間に少し効率を求めていく。

それから、保管所の業務であるが、今現在日曜日や祝日、年末年始は閉所という形になっているので、土曜日にも撤去された方は月曜日まで取りに来られないというところもある。それから、開所時間も17時までで、例えば午前中置いて仕事へ行かれた、学校へ行かれた、だが、戻ってきたときはもう閉まっているということもあったので、こちらについては8時～17時の9時間開けるのではなく、朝の8時から11時、要は出勤や買物前に取りに来られる。

それから、夕方の17時～20時、学校や帰り、帰宅の最中に取りに来られる時間にしっかり照準を合わせてオープンしていくということで、これを9時間から6時間に圧縮していく。ただし、短くするだけではなく日曜日、祝日も開館しようということで、開館日時としては293日から359日、要は年末年始だけはお休みをいただくが、それ以外は基本開けて、午前の時間帯、夕方の時間帯、取りに来やすいところをしっかりと開けていくという形で効率化を目指していきたいと思っている。

それから、(4)の処分自転車の運搬業務であるが、これは撤去台数が随分減ってきているので、その中でもリサイクル自転車に回ったり取りに来ていただける方、それにもひっかからないで残ってしまったやつを運んでいる回数であるが、これも随分減ってきたので、月2回程度運んでいたものを一月に1回ぐらいでいいのではないかとということで、この運搬業務も圧縮していきたい。

それから、放置自転車等連絡対応業務の廃止であるが、こちらについては以前も議会で予算を立てるときにご相談を差し上げた、要は偽装請負にならないように連絡員を置いていたのだが、実質ほとんど週に1件～2件ある程度だったので、先方と調整して連絡員がなくても事務員が対応できる

体制であるという形でご理解いただいたので、これを廃止していきたいと思っている。これで令和3年度スタートを切れるように、これから詳細について詰めていって、今5,000万円投じているものを少しでも効率よく効果的に削減し、効果も上げていきたいという方向で今検討しているような状況になっている。

岩永委員長 市側の説明は終わった。本件について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。では、本件についてはこれで終わる。

では、引き続き13番、次期みどりと環境基本計画改定の延期と先行的取組について、それから14番、多摩市のナラ枯れの原状と対策について、この2件について市側の説明を求める。

佐藤環境政策課長 資料を御覧いただきたいと思う。次期みどりと環境基本計画改定の延期と先行的取組についてである。こちらは一度6月時点の委員会の中でもご説明をさせていただいたが、再度見直しをさせていただいて、本日報告をさせていただきたいと思う。

まず表の上の経緯のところであるが、次期みどりと環境基本計画改定を延期して先行的取り組みを行うに至った背景を説明させていただいている。皆さんも既にご承知のところであるが、気候非常事態宣言を行った。そのきっかけとして、地球温暖化の原状として、今地球の平均気温が地球温暖化の影響で年々上昇しており、パリ協定の1.5度に抑える目標に対して、令和元年度の世界気象機関の統計では、世界の平均気温は既に1.1度上昇したと公表されている。

この地球の平均気温を産業革命以前の気温に戻すためには今後10年の取組が極めて重要であることは、皆さんもご承知のところと存じている。仮にもしも温暖化がこのまま進むと上昇はさらに加速し、もはや止めることすら困難となる。その結果、私たち人類のみならず生きている物すべての生存が脅かされるおそれもあると言われているところである。

また、この委員会の中でも以前から環境問題には関心を強くお持ちになり、取り組んでこられ、今この世界の気候変動に対して気候危機として危機感を持ち、このような経過から令和2年6月に市と市議会が共同して気候

非常事態宣言の表明に至っている。そして、その宣言で掲げた3つの取り組みを速やかに進めていくことが大事ということで、その宣言の中にも書かせていただいている。

先行的取り組みはこの3つの取り組みを進めるためのもので、これらは次期基本計画の中でも重要な位置づけとなると考えている。そのため今すぐ行動を起こし、この先行的取り組みの結果と成果を見据えながら次の計画をしっかりとつくっていく必要があると考えた。先行的取り組みは今年度の準備も含め令和4年度までの3か年とし、これから先地球温暖化対策に取り組むため、市民との協働の基盤をつくることを目指し、併せてこの課題を一人ひとりが自分事として考えられるようライフスタイルの転換も促していきたいと考えている。

そして、繰り返しになるが、次期みどりと環境基本計画は、先行的取り組みで得られた結果と成果を見据えながら2030年、2050年の目標に向かう道筋として令和6年度に改定させていくことで進めさせていただきたいと考えている。

次に、表のところである。ここでは全体のスケジュールを示させていただいている。まず上から次期みどりと環境基本計画は当初令和4年4月に改定を予定していたものを、令和6年4月とする。

また、先行的取り組みの結果は多摩市総合計画第4期計画にも反映させ、そこに示した考え方や方向性が次期基本計画ともしっかり連携するようなスケジュール設定としている。また、次期基本計画の改定延期は、単に改定作業を延期するものではなく、仕切り直しと考えている。そのため予算をこの12月補正で一旦取り下げ、改めて令和4年度から作業を始めていきたいと考えている。

なお、実際は来年度、令和3年度から現計画のこれまでの振り返りなど改定作業の下準備として自分たちのできることを先行的取り組みと並行して少しずつ進めていきたいと考えている。

では、先行的取り組みについて説明する。まず今すぐにも行動を始めていかななくてはならない取り組みとして、気候非常事態宣言で示した地球温暖化対策、使い捨てプラスチック対策、そして生物多様性保全の3つの項目

を掲げた。これらは既に世界や国、東京都においても2030年、2050年に向けて目標が徐々に示されつつある。

多摩市もそこに向かって進まなければいけないと考えており、それには市や市議会だけの取り組みでは達成できず、市民お一人おひとりと一緒にこの問題を自分事として捉え、考え、行動を起こしていく必要があると考えている。そのため、この先行的取り組みの考え方として、まず原状を把握し、その事実を共有すること、そしてあらゆる主体とともに協働の基盤をつくり、2030年、2050年に向けた具体的な行動を始めていくためのライフスタイルの転換を促していく必要があるということと考えている。

先行的取り組みの具体的な内容については、現在予算計上などをしながら企画しているところで、次回3月のこの委員会でお示しできる予定である。

なお、今ご説明した次期基本計画の改定延期や先行的取り組みの考え方や方向性、内容については、明後日開かれる多摩しみどりと環境審議会にもお諮りをして進めていきたいと考えている。このような考え方で、次期みどりと環境基本計画の改定を延期し、まずは先行的取り組みを進めていきたいと考えている。

続いて多摩市のナラ枯れの原状と対策についてご説明する。資料を御覧願う。こちらの内容は、先々週ホームページに出させていただいた内容である。ナラ枯れが最近広がっているところがある。その関係で市民の方にもご心配をおかけするおそれがあるということで、このナラ枯れの原状について、今その実態と対策についてどう市が動いているのか、あともしご自宅でナラ枯れの被害の樹木があった場合どうしたらいいのか、そこを今市が対応を取れるところの範囲のことについてホームページに書かせていただいた。細かい説明はもう既に皆様もご承知のことかと思うから、一つ一つは説明しないが、全体の流れとして、この資料の説明を簡単にさせていただく。

まず、ナラ枯れとは、これはご存じのとおりカシノナガキクイムシという虫が病原菌である「ナラ菌」を増殖させることで起きるということで、この冬の時期、平たく言うとドングリをつくる木、その木に次の世代を残すため

に樹木の中に入って、そこで繁殖するときはこのナラ菌もふやして、樹木の水を吸い上げる通水機能を阻害してしまうために樹木が枯れてしまうといったところである。こちらについて令和2年8月ごろからどうもその発生が見られていたのではないかということで市内でもそういう状況が起きているところをリード文のところに書かせていただいている。

それから、ナラ枯れの被害木の特徴、例えばフラス木くずが落ちているとか、幹に1ミリ～2ミリの穴がたくさん空いている、急にほかの樹木とは異なって枯れている、そういった特徴を書かせていただいている。

それから、被害を受ける樹種であるが、ここにブナ科、コナラ、クリ、シイ、マテバシイ、いろいろ書いているが、要はドングリを生成する樹木である。そういったものが影響するということである。

それから、こういうものが見つかった場合どうするのかということで防除方法である。予防と駆除について書かせていただいている。特に駆除のところは、多摩市はほとんどの場所が市街地で、農薬を使うと市民の方にも影響が起きる可能性があるので、切り株などは薬を塗るのではなくできるだけチェーンソーやのこぎり等でギザギザに切って表面積をふやして、とにかく18度以下で乾燥した空気にさらすことによってこの虫は駆除できるということで、そういった工夫をしながら多摩市の場合は進めていることも書かせていただいている。

それから、その下、自己所有の樹木にナラ枯れの被害があった場合ということで、当市の特徴として、この辺はほかの市にはないコメントを書かせていただいた。東京都に確認をして、民有地の中にあつた場合どうしたらいいのかということで問い合わせをして、このような形で書かせていただいている。基本的に市ではなかなか知識や技術がないところである。ただ、市民の方はそれでは困ってしまうので、まず環境政策課にそういった状況があつたら相談してほしい、私のほうで受け止めて、それを東京都の森林関係の専門の知識のあるところにつないであげる、まずはそういうところから始めていきたいと思っている。伐採等はやはり造園業者に相談しないとなかなか難しいと思うので、市内で造園会社に問い合わせるとしたらどの辺があるのかを教えてあげる、そういったお手伝いをしていきたいと思う。

最後、多摩市のナラ枯れの被害対策として、被害状況を書かせていただいている。もう既に皆さんご存じかと思うが、公園緑地の樹木としては293本今現在確認されている。それから、道路の街路樹では15本、学校の樹木として9本、このような形で確認されている。東京都の指導を受けながら今後広がりがないように、見つけたものは伐採ということで今後対応させていただくところであるが、来年度以降は注意深く推移を見守っていきながら、被害がさらに発生する場合は、また東京都とも相談しながら効果的な対策を引き続き検討していきたいと考えているのでよろしくお願ひする。

岩永委員長 市側の説明は終わった。では、13番、次期みどりと環境基本計画改定の延期と先行的取組について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。

では、14番目、多摩市のナラ枯れの原状と対策について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。では、以上2件についてはこれで終わる。

引き続き15番、多摩市公共施設等低圧電力供給契約について、それから16番、水素自動車(議長車)の購入についての2件の説明をお願いします。

市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 それでは、まず初めに、協議会案件15、多摩市公共施設等低圧電力供給契約についてのご報告をさせていただく。公共施設の低圧電力の再生可能エネルギー由来電力への切り替えについて、随意契約結果及び今後のスケジュールについて報告させていただく。

経緯については、国に関して2030年度までにCO2を4割削減することを目標に定めており、今回菅首相の所信表明でも2050年温室効果ガス実質ゼロを目指すとした。多摩市でも6月に気候非常事態宣言をしており、2050年CO2ゼロを目指し、進めているところである。市内から排出されるCO2の削減はもとより、まず多摩市役所を一事業所として事務事業に際してCO2削減に取り組む必要があることから、CO2削減の手法として公共施設の低圧電力について再生可能エネルギーへの切り替えの検討を進めてきたが、令和3年1月、来年1月から再生可能エネルギーへ

の切り替えが決定したのでご報告するものである。

今回見積合わせを行い、契約相手先業者に関しては株式会社エネットという新電力の会社。見積合わせに関しては10社へ見積依頼を行い、3社から見積が提出され、想定金額に関しては1年間で2,199万4,000円という形で行われた。今回は71施設107契約に関して切り替えを行った見積合わせである。再生可能エネルギーへの切り替えの影響額に関しては、当初の段階ではやはり100万円ほど増額するのではないかという形で想定していたが、見積合わせの結果では逆に47万円減額という形になったところである。

再生可能エネルギー由来の電力への切り替え効果である。CO<sub>2</sub>の削減量に関しては、31万5,000キログラムから34万6,000キログラム、多摩市の事務事業としての排出量の4.4%~4.8%の削減が見込めると考えているところである。

今後のスケジュールである。今回は比較的電力使用量の少ない低圧契約をやっている施設を対象に行った。今後は使用電力の多い高圧電力を使用しているこちらの本庁舎やその辺のところの電力についてどのような形で対応ができるか検討していきたいと考えているところである。

続いて16番、水素自動車（議長車）の購入についてのご説明をさせていただく。こちらは資料がないので口頭でのご説明という形になる。現在使用している議長車の水素自動車であるが、リース期間の終了に伴い、新たな議長車として水素自動車の購入を行うことのご報告をするものである。

議長車については、平成28年12月に水素自動車ホンダクラリティを4年間のリース契約で活用していたが、リース期間終了に伴い、新たな議長車として同じく水素自動車でトヨタミライを購入する契約を11月26日に締結したところである。新たな議長車に関しては、1月下旬に納車される予定という形になっている。本車両に関しては、議長車として使用していただくのはもちろんであるが、CO<sub>2</sub>の削減の啓発、災害時の非常用電源としての活用も進めていきたいと考えているところである。価格については、消費税諸経費をすべて含んだ総額として796万円という形になった。今回国の補助金が117万3,000円、東京都の補助金が57万6,000円、

合わせて174万9,000円の補助が出、また、今年度については補助金を除いた額の車両価格が東京都の総合交付金の対象になるという形になっている。こちら納車後補助金等の申請手続を進めていきたいと思っている。

岩永委員長 市側の説明は終わった。では、15番目、公共施設の低圧電力供給契約について質疑はあるか。

岸田委員 先ほど説明の中で71施設の低圧電力を切り替えたというお話だったが、具体的にどのような施設がそのような施設に当たるのかを伺いたいと思う。

市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 施設数が多いので代表的なところだけ言わせていただくと、庁舎で言うと第二庁舎、下水道課や教育委員会が入っている庁舎である。また、児童館、学童クラブ、防災倉庫、消防団の分団小屋等が対象という形になっているところである。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。

では、16番目、水素自動車の購入に関して質疑はあるか。

橋本委員 価格のことについては今ご説明があったのでわかったし、東京都の総合交付金の対象ということもわかったが、これでリースのときは4年間だったが、どのくらい乗りこなす予定なのか。

市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 こちらの自動車に関しては購入という形になる。こちらに関してはできるだけ長く乗っていきたいと考えているところである。クラリティに関しては4年間で1万6,000キロメートルほど走行したという実績があるし、同様な形で議長車としての活用もしていただきたいし、先ほどお話ししたとおり災害時や啓発にぜひ役立てていきたいと考えているところである。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。では、15番、16番についてはこれで終わる。

では、引き続き17番目、多摩中央公園改修整備・運営事業(P-PFI)の公募について、市側の説明を求める。

長谷川公園緑地課長 それでは、協議会17の資料をお開きいただければと思う。

多摩中央公園の改修と改修後の運営については、パーク P F I 制度の導入を目指しており、令和3年1月の公募開始に向けて準備を進めているところである。先般10月に公表した公募資料(案)への事業者の反応や今後のスケジュール等について今回ご報告させていただく。

まず1の公募資料(案)の公表の状況である。10月12日に案を公表して、(3)にあるとおり、詳細資料請求が8社からあり、また個別対話の参加が10社からあった状況である。

次に、2番の事業範囲と内容(対象施設等)である。新型コロナウイルス感染症の影響や、事業者意見等を踏まえ、公募参加を促すために一部の公募条件を変更することとした。表の1段目から御覧願う。

まず1段目、多摩中央公園全域に係るところであるが、主な変更点として、案内や窓口等の業務を行うパークセンターを公園内に設置することを条件とした。また、その際シティーサロンの無償利用を可能とすることを検討したいと思っている。

次に、2段目の旧富澤家のところである。こちらは提案で、火気使用等を希望する場合は、その条件緩和について建築指導事務所等関係官庁との協議を事業者が事前に行っていただくこととする。

次の段、パルテノン多摩の4階カフェ、それから5階レストラン部分のところである。こちらは基本的に任意提案要素として、事業者自らが設置する収益施設と併せての事業展開など、希望があれば提案していただくということやしていきたいと思っている。なお、提案がない場合は、市単独で再公募したいと思う。

次に、グリーンライブセンターである。こちらは当初パーク P F I 制度に含めての検討をしていたが、建物改修工事は社会資本整備総合交付金の対象とならないこともあり、特定公園施設から除外し、別契約とする。ただし、同一事業者が一緒に行うことでスケールメリットを生かした実施を目指していきたいと思っている。

最後に、民間収益施設のところである。こちらのほうも、サウンディング調査を進める中でなかなか状況が苦しくなっていることから、事業安定化までの5年間程度、設置管理使用料の減免等を可能とする仕組みなども併

せて検討していきたいと考えている。

なお、こちらのほうで進めていって、今現在事業費の総額は20.2億円程度で考えている。

次のページのところである。上の図については、それぞれの施設と役割分担を書いているところであるので、こちらは説明を省略させていただく。

3の今後のスケジュールのところである。12月4日・18日と選定委員会を開催させていただいて、選定基準案を決定していきたいと思う。その後年が明けて令和3年1月14日に公募開始を予定している。7月中旬から下旬にかけて候補者の選定をし、12月の市議会定例会において指定管理者決定の議案を上げたいと検討している。公園の全面共用開始については令和7年1月の予定を目指して今後進めていきたいと思う。

岩永委員長 市側の説明は終わった。本件について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、環境部の最後、18番目、多摩清掃工場における宿泊療養施設のごみ処理広域支援予定について、市側の説明を求める。

薄井ごみ対策課長 協議会案件18、多摩清掃工場における宿泊療養施設のごみ処理広域支援予定についてご報告申し上げます。タブレット上の資料、協議会18を御覧願う。

まず1ページ目を御覧願う。1、要旨。現在東京都が稲城市内で運営している新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設から排出される可燃ごみを令和3年2月から約1か月間多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場で焼却処理する予定である。

2、説明を御覧願う。東京都が運営している新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設から排出されるごみは、市町村が設置する清掃工場で安全かつ衛生的に焼却処理している。

現在東京都は、稲城市内において宿泊療養施設を運営しており、そこから排出される可燃ごみを多摩川衛生組合クリーンセンター多摩川で焼却している。しかし、同組合は、令和3年2月から約1か月間、定期修繕に伴う焼却炉の停止を予定している。このため東京都は、東京都市長会及び東京都町

村会に対して、多摩ニュータウン環境組合多摩清掃工場を指定して、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定による支援を依頼する見込みである。同協定のもとで市町村及び一部事務組合は、特段の事情がない限り支援要請に応えなければならないとされている。このため、同協定に基づく支援要請があれば、多摩ニュータウン環境組合も支援を実施する見込みである。

3、支援の内容を御覧願う。支援予定処理量は1,600キログラム（最大量4,000キログラム）である。搬入物及び荷姿は、生活ごみ（一般廃棄物）を三重以上の袋で梱包したものである。内容物は、弁がら、ペットボトル、段ボール、ベッドシート（リネン類）等である。なお、これらには通常であれば資源物となるべきものも含まれるが、すべて焼却する。搬入車両はアームロール車1台である。1日1回または2回搬入する。支援予定期間は令和3年2月8日から同月26日までである。

4、今後の予定を御覧願う。まず令和3年1月に東京都知事から東京都市長会会長及び東京都町村会会長宛てに依頼文が送付される予定である。それを受けて、同月25日に開催される東京都市長会において支援を協議・決定する予定である。

2ページ目を御覧願う。これは令和3年1月付で東京都知事から東京都市長会会長及び東京都町村会会長宛てに送付される予定の依頼文の案である。依頼内容は、「ついては」から始まる3段落目に書かれているように、宿泊療養施設が所在している市町村の清掃工場において、定期修繕に伴う焼却炉の停止など、焼却処理が確実に行うことができない場合に、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書を準用し、当該施設から排出されるごみの広域支援を受けられるよう、特段のご配慮を願うというものである。

そして、次の4段落目で、現在東京都が運営している稲城市内の宿泊療養施設においては、多摩川衛生組合が定期修繕に伴う焼却炉の停止を予定している令和3年2月から、隣接している多摩市内の多摩ニュータウン環境組合で、ごみ処理の広域支援を進めていただきたく、よろしく願いすると具体的に指定している。

3ページ目を御覧願う。これは市長会が広域支援を認めた場合に、東京都環境局資源循環推進部長から多摩地域ごみ処理広域支援協議会会長宛てに

送付される予定のごみ処理広域支援要請書の案である。内容は重複するので省略する。

2ページめくって5ページ目を御覧願う。こちらは一時宿泊療養施設における一般廃棄物の搬出フローである。左端の赤く囲われた部分を御覧願う。①入居患者が自分自身で部屋からごみを運び出す。②フロアごとに設置された廃棄物保管場所のごみ箱に患者自身のごみを投入する。ごみ箱にはあらかじめ袋がセットされており、防護服を着た都の職員が袋の口を縛る。③都の職員が1階まで運ぶ。宿泊療養施設の外側では大きなポリバケツに黒い袋をセットして別の職員が待ち構えており、都の職員はそこに各フロアから集められたごみを投入する。④黒いごみ袋で二重に梱包する。⑤その上からさらに厚手の透明ごみ袋で梱包して駐車場所まで運ぶ。駐車場所で廃棄物運搬業者がフレコンバッグに詰める。これは清掃工場においてクリーンのバケツでつかみやすくするためのものである。⑦フレコンバッグをアームロール車に積み込む。

次のページを御覧願う。これは一時宿泊療養施設から運ばれた一般廃棄物の清掃工場における搬入フローである。①台貫で重量を量る。②プラットホームへ車両を誘導する。この際、他のごみと混ざらないように指定のピットを指定する。③廃棄物をピットへ投入する。ダンプアップして全量を一度に投入する。④ピットの消毒。投入を終えて車両がプラットホームから出た後に、念のためにプラットホームを次亜塩素酸で消毒する。⑤クレーン作業。ピット投入後、他の廃棄物と混ざる前に焼却炉へ投入してしまう。⑥焼却炉へ投入。バケツによる取りこぼしがないようフレコンバッグごと投入する。

7ページ目は、現在東京都が稲城市に開設している宿泊療養施設と周辺の清掃工場との位置関係を示す図である。多摩ニュータウン環境組合は、距離ではふじみ衛生組合と同じであるが、移動所要時間では短いことが示されている。なお、多摩清掃工場までの運搬ルートとしては、尾根幹線を予定している。

岩永委員長

市側の説明は終わった。本件について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、協議会案件の最後、19番目、令和2年度 多摩市公共下水道事業計画の変更について、市側の説明を求める。

横堀下水道課長 資料に沿って説明をさせていただく。多摩市公共下水道事業計画は、下水道法に基づき、公共下水道管理者が定める計画となる。事業計画では、主要な下水道施設の工事計画等について定めるとともに、根拠資料として区画割平面図や流量計算表等の資料を整理する。令和2年度の変更においては、既存の令和2年度末までの計画を延伸し、令和3年度から令和6年度までの事業計画を定めるとともに、都市計画法に基づく事業認可を受ける予定である。また、事業計画を定めておくことは、補助金の取得や都市計画税充当の要件となる。

次に、事業計画における主な変更点。こちらは大きく2点ある。1点目が、道路拡幅工事と合わせた雨水本管の整備で、まず市道2-1号幹線、こちらは中和田通りとなる。もう1点が市道2-3号幹線、こちらは和田中学通りである。こちらにおいて道路拡幅工事計画がある。市道下に雨水本管を整備することで、原状道路側溝等により排水をしていた雨水を、雨水本管でより確実に排水ができるようにするための工事を事業計画に盛り込む。また、この道路拡幅工事と施工時期を合わせることで、費用の抑制等が可能である。概要については下表のとおりとなるので、ご確認をお願いする。

大きな2点目としては、雨水管渠の改築で、こちらは市道1-28号線、これは聖蹟桜ヶ丘の京王クラブの北側の道路のところになる。こちらの耐震化等を目的とした雨水管渠の改築を予定している。概要については下表のとおりとなる。

最後になるが、今後の予定である。今月下旬に計画の縦覧を3週間ほど予定している。それを受けて1月下旬に東京都へ計画の協議及び認可申請書の提出を行い、令和3年3月に事業計画の変更を行う。

岩永委員長 市側の説明は終わった。本件について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

---

午後 3時34分 再開

休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって生活環境常任委員会を閉会する。

午後 3時35分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

生活環境常任委員長

岩永 ひさか